

岩手県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った事務の執行に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和

岩手県監査委員 名須川 晋

岩手県監査委員 五味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和7年度行政監査結果報告書

「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について」

令和8年3月

岩手県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	2
6	監査の実施内容	2
第2	監査の結果	4
1	対象事業の実施状況	4
(1)	広域振興局別の事業実施件数	4
(2)	広域振興局別、事業規模別の事業実施件数	4
(3)	事業小区別の事業実施件数	5
(4)	事業のアウトプット区別の事業実施件数	5
2	県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について	6
(1)	事業計画の立案について	6
ア	取扱要領と実際の運用との相違について	6
イ	本庁事業等との調整について	9
ウ	事業数と事業規模について	10
(2)	事業執行について	12
ア	事業の進捗管理について	12
イ	関係機関等で構成する団体との随意契約について	14
(3)	事業目標の達成状況、事業結果の評価について	15
ア	成果指標の設定について	15
イ	事業書への目標値及び実績値の記載について	18
ウ	事業評価結果の公表等について	19
エ	事業目標の達成状況について	20
3	市町村事業に係る点検結果について	22
(1)	事業の採択について	22
ア	一件限度額の定めについて	22
イ	事業の継続について	24
ウ	本庁事業等との調整について	26
エ	事業数と不用額の状況について	27
(2)	事業の執行管理状況について	28
ア	事業の進捗管理について	28
イ	事業による財産取得の手続について	30
(3)	事業目標の達成状況、事業評価の結果について	30
ア	成果指標の設定について	30
イ	事業の評価について	32
ウ	事業書への目標値及び実績値の記載について	33
エ	事業目標の達成状況について	34

第3	監査意見	36
1	全体の評価	36
2	意見	36
	(1) 県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について	36
	ア 一件限度額の設定について	36
	イ 事業の継続運用について	36
	ウ 本庁事業等との調整について	36
	エ 事業数と事業規模について	37
	オ 事業の進捗管理について	37
	カ 関係団体等で構成する団体との随意契約について	37
	キ 成果指標の設定について	37
	ク 事業書への目標値及び実績値の記載について	37
	ケ 事業評価結果の公表等について	38
	コ 事業目標の達成状況について	38
	(2) 市町村事業の適切かつ効果的な執行について	38
	ア 一件限度額の定めについて	38
	イ 事業の継続について	38
	ウ 本庁事業等との調整について	39
	エ 成果指標の設定について	39
	オ 事業の評価について	39
	カ 事業書への目標値及び実績値の記載について	39
	キ 事業目標の達成状況について	40
	別紙に記載する表	41
	参考資料	69

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について

3 監査の目的

令和3年度において「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について」をテーマとして、広域振興局が地域経営推進費を活用して実施する事業のうち県が単独事業として実施する事業（以下「県事業」という。）を対象に随時監査を実施した。

その後、3年が経過したところであるが、この間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、人手不足等に伴う経済活動への影響や、急速に進む人口減少、少子高齢化等により、地域の社会・経済を取り巻く環境は厳しさを増してきている。また、東日本大震災津波からの復興の推進は、本県の重要な課題として、引き続き取組が必要である。

このような中、広域振興局が現場主義に立脚し、地域の課題に的確に対応するとともに、完結性の高い広域行政の実施により、分権型社会の構築と産業の振興による自律的な地域づくりを進めていくため、地域経営推進費を活用した県事業の役割は、更に重要なものとなっている。

このことから、令和3年度の随時監査の報告書を踏まえ、その後の県事業の運用改善の状況などについて、当該報告書において意見を述べた事項への対応などを監査する。

また、広域振興局が地域経営推進費を活用して実施する事業には、県事業のほか市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン—地域振興プラン—」等の推進に取組む事業に対して県が補助する事業（以下「市町村事業」という。）があり、より地域の実情に即した課題への対応や市町村と協働した地域づくりの推進に重要な役割を果たしている。

令和7年度の行政監査では令和3年度の県事業への随時監査の結果等を踏まえつつ、県事業と共に重要な役割を持つ市町村事業を対象に、事務事業が適正かつ効果的に実施されているかなどについて、併せて監査を実施する。

4 監査の対象

（1） 監査対象機関

ふるさと振興部地域振興室（本庁事業所管課室。以下「地域振興室」という。）、広域振興局経営企画部（広域振興局における取りまとめ機関）及び広域振興局各部等（県事業の執行機関）のうち令和6年度に県事業を実施した機関

（2） 監査実施期間

令和7年4月から令和7年12月まで

5 監査の着眼点

(1) 県事業

令和3年度の随時監査結果報告書において意見を述べた事項に対して、改善に向けた適切な対応が行われているか。

(2) 市町村事業

ア 事業採択の判断は適切に行われているか。

イ 事業の執行状況の管理は適切に行われているか。

ウ 事業目標は達成されているか、その評価は適切に行われているか。

6 監査の実施内容

県事業については、令和3年度の随時監査結果報告書において意見を述べた事項(注1)に対する対応及び現況を実地又は書面により点検した。

市町村事業については、5(2)の監査の着眼点を踏まえ、令和3年度の随時監査結果報告書において県事業に対して意見を述べたものと同様の事項に加え、事業による財産取得等の手続き及び事業の評価に関する事項についての対応及び現況を実地又は書面により点検した。

これらの点検項目のうち、一件限度額(注2)の定めに関する事項及び成果指標の目標値及び実績値の記載に係る事項については、令和6年度に実施した全事業(県事業125事業、市町村事業155事業、計280事業)を対象とした。事業の継続に係る事項、本庁事業等との調整に係る事項、事業の進捗確認に係る事項、事業数と事業規模に係る事項、成果指標の設定に係る事項及び事業の評価に関する事項については、令和6年度に実施した事業のうち、広域振興局毎に県事業、市町村事業それぞれ5～6事業を抽出し、計41事業(県事業21事業、市町村事業20事業)を対象とした。また、関係機関等で構成する団体との随意契約に係る事項及び事業による財産取得等の手続きに係る事項については、全事業のうちそれぞれ該当する事業を対象とした。また、事業評価結果の公表等に係る事項については、広域振興局毎の対応を点検の対象とした。

(1) 定期監査における点検

ア 広域振興局において地域経営推進費を所管する経営企画部に対し、県事業及び市町村事業について、一件限度額の設定、事業の継続運用、進捗管理等について広域振興局としての方針を実地において点検した。

イ 地域経営推進費のうち県事業を施行した広域振興局各部等に対し、抽出した県事業21事業の継続運用、成果指標等について実地又は書面により点検した。

ウ 地域経営推進費のうち市町村事業の交付手続を担当した広域振興局経営企画部に対し、抽出した市町村事業20事業の継続運用、成果指標等について実地において点検した。

(2) 補足調査

ア 定期監査における点検の結果、更に確認が必要な事項について、広域振興局経営企画部及び各部等に対し、書面により調査を実施した。

イ 調査に必要な事項について、地域振興室から資料を徴し、調査を実施した。

(3) 予備監査

地域経営推進費を所管する地域振興室に対し、広域振興局に対する指導、制度に係る考え方

及び(1)(2)の結果に対する見解について確認した。

(4) 本監査

地域振興室に対し、実地において本監査を実施した。

(注1) 「業務委託の契約方法について」は、財務監査の一環として継続的に点検を実施してきており、監査した限りにおいて、概ね良好と認められていることから、今回監査の対象外とした。

(注2) 一件限度額 1事業当たりの事業費の限度額

第2 監査の結果

1 対象事業の実施状況

(1) 広域振興局別の事業実施件数

令和6年度における広域振興局別の事業実施件数及び事業費は表1のとおりである。

【表1-1】広域振興局別の事業実施件数及び事業費（県事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	一件当たり 事業費（円）	最大の事業費 （円）
盛岡	22	23,501,817	1,068,264	3,666,994
県南	24	30,822,666	1,284,278	4,848,362
沿岸	41	37,318,392	910,205	3,333,224
県北	38	23,905,017	629,079	2,095,750
計	125	115,547,892	924,383	4,848,362

事業数が少ない盛岡及び県南広域振興局では一件当たりの事業費が大きく、事業数が多い沿岸及び県北広域振興局では一件当たりの事業費が小さい傾向がみられた。

【表1-2】広域振興局別の事業実施件数及び事業費（市町村事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	一件当たり 事業費（円）	最大の事業費 （円）
盛岡	40	56,493,000	1,412,325	4,922,000
県南	22	78,653,000	3,575,136	6,666,000
沿岸	43	84,134,000	1,956,605	10,450,000
県北	50	75,619,000	1,512,380	8,690,000
計	155	294,899,000	1,902,574	10,450,000

事業数が少ない県南広域振興局において、一件当たりの事業費が大きい傾向が見られた。

(2) 広域振興局別、事業規模別の事業実施件数

令和6年度における広域振興局別、事業規模別の事業実施件数は表2のとおりである。

【表2-1】広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（県事業）

広域振興局	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上	計
盛岡	9	6	4	3	22
県南	5	9	9	1	24
沿岸	14	14	12	1	41
県北	20	11	7	0	38
計	48	40	32	5	125

広域振興局毎の事業数と事業規模には明確な関連は認められなかった。

【表 2 - 2】 広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円 以上	計
盛岡	22	18	0	0	40
県南	4	13	5	0	22
沿岸	16	24	2	1	43
県北	25	23	2	0	50
計	67	78	9	1	155

事業数が最も少ない県南広域振興局において、事業規模が大きい事業が多い傾向が認められた。

(3) 事業小区別の事業実施件数

令和6年度に実施した広域振興局別の地域経営推進費事業について、その目的別に分類した15の「事業小区分」別の事業実施件数は表3（別紙）のとおりである。

(4) 事業のアウトプット区別の事業実施件数

令和6年度に実施した広域振興局別の地域経営推進費事業について、事業の目的を達成するための事業活動により算出されるものを態様別に分類した8つの「アウトプット区分」別の事業実施件数は表4（別紙）のとおりである。

2 県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について

令和6年度に実施した県事業全125事業を対象に、令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について点検した。このうち広域振興局毎に5～6事業抽出した21事業について、定期監査等において重点的に点検した。21事業の事業内容や成果指標・実績等は表5（別紙）のとおりである。

（1）事業計画の立案について

ア 取扱要領と実際の運用との相違について

（ア）令和3年度随時監査結果報告書の意見

取扱要領(注3)の別表1では、一件限度額は、予算の範囲内で局長が定めること、また、継続運用は行わず、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認めることと規定しているが、実際の運用は、一件限度額を定めていた広域振興局はなく、また、半数以上が継続事業であり、中には3箇年を超えて継続していた事業もあるなど、取扱要領と実際の運用との間に相違がみられた。

限度額の定めや継続運用の可否は事業を企画立案する際の基本となる定めであることから、事業成果の発現や制度運用上の自由度、財政規律等の観点から検討するとともに、制度運用の周知・徹底に努められたい。

(注3) 取扱要領 地域経営推進費取扱要領（平成19年3月26日地域振興部長決裁）のこと。地域経営推進費の取扱いに関し、必要な事項を定めるもの。

（イ）意見を踏まえた県の対応

A 一件限度額の定めについて

地域振興室において、広域振興局毎に地域経営推進費の一件限度額を定めることについての考え方を確認したところ、次のとおり回答があった。

「地域経営推進費取扱要領（平成19年3月26日地域振興部長決裁）」（以下「取扱要領」という。）において「一件限度額は、局長が必要と認めるときは、予算の範囲内で局長が定める。」こととしているが、この規定は各広域振興局における県事業及び市町村事業の採択に当たり、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものである。なお、令和4年3月に取扱要領を改正し、「局長が必要と認めるときは」の文言を追加することにより、一件限度額を定めるか否かを局長の裁量に委ねることを明確に規定している。

B 継続運用について

上記意見を踏まえ、地域振興室では、地域経営推進費の県事業に係る事務取扱通知（以下「事務取扱通知（県事業）」という。）を毎年発出し、その中で示した「地域経営推進費（県事業）チェックリスト（以下「チェックリスト（県事業）」という。）に基づいて、広域振興局各部等において事業計画策定時に以下のチェック項目を確認するよう指導している。

項目4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
項目7 （継続事業の場合）前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

(ウ) 点検結果

A 一件限度額の定めについて

各広域振興局における一件限度額の定めの有無を確認したところ、一件限度額を設定している事業はなかった。理由を確認したところ、表6のとおりであった。

【表6】一件限度額を定めていない理由（県事業）

広域振興局	一件限度額を定めていない理由
盛岡	圏域の課題解決に向けて必要であると局長が判断した事業について十分な予算を確保する必要があるため。
県南	広域振興局への配分額や予算枠の条件などが確定する前に、一件限度額を定めて次年度事業の審査を行うことは適当ではないため。
沿岸	予算を最大限効果的に活用するため。
県北	明確に一件限度額を定めていないが、1000万円を超える事業は広域振興事業の活用を促している。

各広域振興局では、それぞれの事業に応じて必要な事業費を確保する必要があることなどから、予算の制約がある中においても、一律に一件限度額を定めることは行っていない。

なお、広域振興局別の事業規模については表2-1のとおりであり、令和6年度は125事業中120事業(96.0%)が300万円未満であり、一件限度額を定めていなくとも、事業費が一定の範囲内の額となっていた。

B 継続運用について

各広域振興局において、意見を踏まえて発出された事務取扱通知（県事業）に基づき、前年度の評価・振り返りを踏まえた継続運用の検討が行われているかなどについて確認したところ表7のとおりであった。

【表7】各広域振興局における事業の継続運用の検討状況

広域振興局	継続運用の検討状況
盛岡	事業実績報告や次年度事業採択時のヒアリングにおいて、成果と課題を十分に検証し、継続の必要性を確認している。
県南	継続運用を認める場合は、事業毎に個別に局長協議を実施し、事業の重要性や目的を考慮に入れて継続可否を判断している。
沿岸	具体的な基準は設けていないが、当該事業の継続が地域課題の解決又は地域振興に必要な効果的であるか、過年度の取組成果及び計画内容等により個別に検討し、局長協議により継続運用の可否を決定している。
県北	継続することで事業効果を高められる期待がある取組であること。継続運用しなければ、十分な事業成果を得ることが難しい取組であること。

各広域振興局においては、それぞれ前年度の事業成果及び前年度からの実施内容の見直しを踏まえて継続事業の採択の可否を検討するとしている。

そして、上記の検討の下で、令和6年度に実施された125事業の継続運用がどのような状況となっているかについて確認したところ、広域振興局別、事業開始年度別(注4)の事業数については、表8のとおりであった。

【表8】広域振興局別、事業開始年度別の事業数（県事業）

広域振興局	令和6年度	令和5年度	令和4年度	計
盛岡	6	8	8	22
県南	8	9	7	24
沿岸	18	13	10	41
県北	18	10	10	38
計	50	40	35	125

(注4) 事業開始年度は、事業書に記載する「開始年度」から判断している。

令和6年度に実施された125事業については、いずれも令和4年度以降に開始されていて3箇年を超えて継続とされている事業はなく、そのうち令和4年度又は5年度に開始された継続事業の数は、75事業(60.0%)と、依然として半数以上を占めている。

継続を認めた理由を把握するため、定期監査等で点検した21事業について確認したところ、継続事業は19事業であり、継続を認めた理由は、表9(別紙)のとおりであった。

全ての事業で「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」「実施の必要性が継続している」ことなど、事業の実施に対してニーズがあることを採択の理由としていた。例として、「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」としている沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センターが実施する「宮古地域食産業振興事業」では、小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大等を目的として、新たな交通ネットワークを活用した物流体制を構築し、販路を開拓する事業の実証試験を行う事業を継続するとしている。継続するに当たり、前年度事業の成果として「実証試験の実施により、新たな体制による物流コストの低減が可能であることが明らかになった」ことにより、前年度からの見直しとして「実証試験によって明らかとなった低コストの新たな体制を活用し、販路拡大を図る」こととし、継続を認めていた。

また、「事業の必要性が継続している」としている県北広域振興局で実施した「北いわての『食・技』販路拡大促進事業」では、地域外での販路拡大の促進及び販売力向上の支援を目的として、県内陸部及び青森県三八地域における物産PRイベントの開催を行う事業を継続することとしている。継続するに当たり、これまでの売上額や客数が確認できる資料の提出を求め、成果等をヒアリングした結果、事業者からのニーズがな

お多く、イベントにおける売上も上がっていたことを理由として継続を認めていた。一方で、このように数値に基づく客観的な成果を確認し継続事業の採択を検討している事業は4事業に過ぎないものであった。

(エ) 現状の評価

A 一件限度額

一件限度額の定めについては、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものとのことであり、各広域振興局の事業実施状況についてみると、一件限度額を定めていなくても、殆どの事業が300万円未満となっている中で、特段問題はなかったものと認められる。

B 継続運用

事業計画の策定に当たって、継続事業とする場合には、チェックリスト(県事業)により3箇年以内となっているか、前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているかについて確認する仕組みが作られていた。この仕組みにより、各広域振興局では、事業成果及び前年度からの見直しを考慮して採択の決定を行っているとしており、採択された継続事業の数は半数以上を占めていて、取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間には依然として相違がみられる状態となっていた。

また、成果指標の実績値のように客観的な指標に基づいて継続事業の採択を検討している事業は19事業中4事業のみであり、継続とした判断基準が分かりにくい状態となっていた。

イ 本庁事業等との調整について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

取扱要領3の運用基準では本庁政策との整合性を十分に図ること、また、マニュアル(注5)では本庁事業との棲み分けや連携など、本庁関係室課との調整を求めているが、調整が行われていない事業や形式的な確認にとどまっていると認められる事業が4割程度あった。

本庁事業等と重層的に実施される事業もあるものと考えられるが、それぞれの役割分担を明確にして実施する必要があることから、事業執行機関においては、本庁関係室課はもとより、市町村や関係団体等と意思疎通を図り事業を立案するとともに、事業取りまとめ機関においては、事業執行機関における本庁事業等との調整結果等の確認を徹底するよう努められたい。

また、複数の広域振興局で同趣旨の事業が実施されており、効率性や経済性の観点から、広域振興局間での調整のほか、本庁事業での実施も検討されたい。

(注5) マニュアル 地域振興室では「地域経営推進費事業書作成マニュアル」を作成し、事業計画書や事業実績書の様式の記載方法、必要性・効率性・公平性など事業の論理的な企画立案のための視点、事業評価結果の活用等を示している。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、広域振興局に対し、「事務取扱通知（県事業）」により「本庁で実施すべき事業ではないか、本庁実施事業との重複がないか、又は本庁関係部局・他の広域振興局等と連携を図ることにより更なる成果が期待できないか等を検討し、本庁関係部局等と十分調整を図る」よう指導している。また、事業書の記載例を示し、どのような観点からの調整をし、当該調整記録の記載をすべきか周知している。

このほか、県南広域振興局及び県北広域振興局では、広域振興局各部に対する地域経営推進費事業の募集通知において、「本庁及び市町村との協議・調整を十分図ったうえで、内容が重複することのないよう事業を検討するとともに、関係部局との連携を検討する」よう指導している。

(ウ) 点検結果

定期監査等で点検した 21 事業について、本庁関係室課との調整状況及び内容の確認方法について点検したところ、表 10（別紙）のとおりであった。

各事業の本庁関係室課との調整は、主として実施しようとする事業が本庁事業とは重複しないことを確認することにより行われていて、中には、本庁事業との役割分担や連携について調整を行っているものも見受けられた。また、県北広域振興局経営企画部で実施する「北いわての『食・技』販路拡大促進事業」においては、広域振興局間で実施内容との調整を行っていて、沿岸広域振興局経営企画部が実施する「三陸物産商品力向上・販売支援事業」と県内陸部における物産 P R イベントを合同開催し、イベントに係る経費も出店者で按分していた。

また、事業の採択を審査する各広域振興局の経営企画部における各事業の調整状況の確認方法についてみると、盛岡、沿岸及び県北広域振興局では、事業採択ヒアリング時に事業実施機関に対して本庁関係室課との調整状況の記載内容を確認していて、県南広域振興局では、これに加えて本庁の担当室課に対し、本庁事業との調整の有無や重複の有無について確認を行っていた。

(エ) 現状の評価

地域振興室及び広域振興局経営企画部により、実施機関に対し本庁関係室課等との調整について指導が行われており、各事業では、主として本庁事業との重複のないことを確認する調整が行われていた一方で、広域振興局間で実施内容等の調整を行うことにより、事業の効率的、効果的な運用に繋がった事業も認められた。

ウ 事業数と事業規模について

(ア) 令和 3 年度随時監査結果報告書の意見

各広域振興局の監査対象期間における年度ごとの平均事業数は、多いところで約 49 事業、少ないところで約 22 事業を実施していた。

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心に、重点方針等を定めて事業立案を行っ

ていたが、事業数の多さが不用額を生じる一因にもなっており、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するように努められたい。

また、内容の異なる複数の細事業を1事業として実施している事例が散見されたが、事業全体としての評価が難しいものもみられたことから、1事業とすることが適当か事業計画の立案段階で吟味されたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、実施機関に対し「地域経営推進費事業書作成マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を示し、その中で事業の構成が「投入－活動－成果－目的」から成り立ち、事業計画の策定に当たり、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのかを明確にするよう指導している。また、マニュアルにおいて、事前に見込まれる効果を異なる事業規模でシミュレーションし、その結果から最終的な事業規模を算出するよう指導している。

(ウ) 点検結果

マニュアルにより事業計画の策定に当たっての事業規模の検討等について指導されているところであるが、個々の事業の従前との検討状況の変化を客観的に判断することは困難なため、今回の点検においては、令和3年度随時監査結果報告書において意見を付している事業数と不用額の状況について確認することとした。令和6年度に実施した事業について、広域振興局別の事業数と不用額は表11のとおりであった。

【表11】広域振興局別の事業数と不用額との関係（県事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	不用額（円）	不用額の割合（％）
盛岡	22	23,501,817	1,809,183	7.70
県南	24	30,822,666	1,989,334	6.45
沿岸	41	37,318,392	3,971,073	10.64
県北	38	23,905,017	2,152,575	9.00
計	125	115,547,892	9,922,165	8.59

これによると、各広域振興局の事業数は、22事業から41事業と令和3年度随時監査結果報告書における事業数と大差のないものとなっている。事業数と不用額の関係については、事業数が多い沿岸及び県北広域振興局で、不用額及び不用額の割合が大きくなっているが、割合が大きい広域振興局においても事業費の1割程度となっていた。

また、事業数と不用額の発生の関係について確認するため、令和6年度に実施した事業のうち、不用額が30万円以上かつ不用額の割合が30%以上である事業である6事業について、不用額が発生した理由を確認した。

その結果、経費の掛からないものに代替できたことにより事業費が削減されたものが

5事業、購入を予定していた機器がメーカーの都合により年度内の納入が不可能となったことにより事業が縮小されたものが1事業であり、広域振興局毎の事業数の多寡と不用額の発生について特に関連は認められなかった。

なお、各広域振興局においては、進捗状況確認の結果を活用し、追加募集を行うことにより、不用額の削減及び地域経営推進費予算の有効活用を図っている。広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数は表12のとおりである。

【表12】 広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数

広域振興局	追加募集の時期	追加採択、追加交付を行った件数
盛岡	9月	0
県南	9月	3
沿岸	7月	1
県北	7月、10月	5

(エ) 現状の評価

地域振興室により、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するよう指導が行われている。

令和6年度においては、令和3年度の監査時と事業数については大きな変化はみられず、事業数が多い広域振興局は事業数が少ない広域振興局に比して不用額が大きい傾向が見られたものの、不用額の発生要因は、必ずしも事業数が多いことによるものとは認められなかった。各広域振興局においては、地域経営推進費の追加募集を行うなどの不用額の削減に向けた取組が行われて一定の成果を上げているものの、不用額の発生を早期に把握して他事業との調整を実施するなど、工夫の余地も認められる。

(2) 事業執行について

ア 事業の進捗管理について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていたが、一方では事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていることに加え、一部の事業においては、関係者との事前の調整不足等により、当初計画していた取組を中止していた事例もみられたことから、事業計画の立案段階はもとより、実施段階においても適切な進捗管理に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室ではチェックリスト(県事業)を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業の進捗管理について、定期的実施したか。」を確認して県事業の事業設計、事業

完了後の事務手続を進めるよう指導している。

(ウ) 点検結果

事業実施段階における進捗管理状況について確認するため、各広域振興局における地域経営推進費の進捗確認方法について点検したところ、表 13 のとおりであった。

【表 13】各広域振興局の進捗確認方法及び確認内容（県事業）

広域振興局	進捗確認方法	確認内容
盛岡	電話、メールにより随時確認を行っている。	事業の進捗状況（各事業の各節の執行状況、今後の支出の見込み）
県南	四半期ごとに「業務進捗状況調書」の提出を求め、広域振興局長に報告している。 このほか、年 1 回、経営企画部による進捗状況ヒアリングを実施している。	対象四半期の取組状況、取組状況の検証（成果と課題）、次四半期の取組方針
沿岸	地域経営推進費事業を含めた沿岸広域振興局全体の業務方針の進捗状況について、四半期ごとに分析・評価を行っている。	事業の現状と課題・今年度の取組内容、対象四半期までの取組内容と成果及び課題、今後の取組予定
県北	9 月補正、2 月補正及び決算見込調査のタイミングで、全事業の進捗と予算の執行状況に係る項目を所定の様式に入力して報告することとしている。	事業の進捗状況（予算執行状況、予算の執行状況の説明、予算執行が遅れている場合その要因・課題等、今後の対応）

進捗状況確認は各広域振興局経営企画部独自の方法で行われていて、県南、沿岸及び県北広域振興局では、経営企画部に対し定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組状況を報告することとしている。一方、盛岡広域振興局では、電話、メール等により随時に事業の執行状況や今後の支出状況を確認することとしている。

また、各広域振興局では、9 月及び 2 月の補正予算の編成時の執行見込額調査の際に、事業の変更がある場合はその理由、内容及び所要額を報告することとしている。

定期監査等で点検した 21 事業について、各広域振興局の進捗確認方法及び確認内容を点検した結果、県南、沿岸及び県北広域振興局で実施した 16 事業については表 13 に記載する内容により実施されていることを「広域振興圏業務方針進捗状況調書」の記録により確認した。盛岡広域振興局で実施した 5 事業については、進捗状況の確認記録が残されておらず、確認することはできなかった。

なお、21 事業の中には、当初計画していた取組を中止しているなどの事業は無かった。

(エ) 現状の評価

地域振興室は、交付要綱及び事務取扱通知（県事業）を通じ、各事業の進捗状況確認が行われるよう促している。

事業の進捗状況については、個々の地域経営推進費事業の進捗状況確認とは別に、補正予算要求時に県全体の所要額の調査の一環として、事業内容を変更するものについては、状況把握が行われている。

しかし、地域経営推進費事業の進捗状況について、実施段階において適切な進捗管理を行うためには、補正予算時の状況把握だけでは不十分であり、盛岡広域振興局においても、県南、沿岸及び県北広域振興局において実施されているように、定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組予定の報告を行うことが、確実な事業執行管理上必要であると認められる。

イ 関係機関等で構成する団体との随意契約について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例がみられたが、事業執行の透明性や経済性の観点から適当とは言い難いことから、事業の執行体制のあり方を検証するよう努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

上記意見を踏まえ、地域振興室ではチェックリスト（県事業）を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業目的を達成するための手段として適当か」を確認して、事業設計の段階で、随意契約による委託実施等の手段の適切性を検討するよう指導している。

(ウ) 点検結果

広域振興局が事務局を担っている団体（以下、「県事務局団体」という。）と特命随意契約により業務を委託した事業を確認したところ、該当するものが2事業認められた。

当該2事業について、地域振興室の指導に基づき、随意契約による委託実施の手段の適切性を確保したものとなっているかについて確認するため、まず、県が直接事業を実施するのではなく、外部機関を通して事業を実施している理由について確認し、更に、当該団体と特命随意契約を行っている理由について確認した。

その結果は、表14（別紙）のとおりであり、外部団体を通して事業を実施する理由については、事業の実施に当たり、関係する市町村や農林水産業の各分野の団体等と調整が必要であり、県のみで事業を効率的に実施することが困難であること、事業の目的を果たすためには県だけでなく関係団体からの助言や協力が不可欠であることとの回答があった。

次に、当該団体と特命随意契約とした理由については、農林水産業又は林業・木材産業振興施策の推進を目的に管内の関係団体を構成員として設立された唯一の団体であることとしている。

また、当該2事業の契約は、県事務局団体と、当該団体業務に関する広域振興局の担当部局が契約を締結していることから、執行管理体制が適切か否かについて点検したとこ

る、緑をつなぐ森林レクリエーション事業は異なる職員が担当しているが、宮古・下閉伊「食材キングダム」ブランディング事業は同一の職員が担当していた。

(エ) 現状の評価

事業の目的を達成するために、県のみで事業を実施することが困難であるとして外部機関に業務の委託を行う場合、当該外部機関が県事務局団体の場合には、県から委託された業務を団体事務局に併任された県職員が行うこととなり、両者間で委託を行う必然性が一般にわかりづらいものとなる。

本件2事業の場合、地域の農林水産業の振興等の事業を実施するに当たって、事業に参加する主体が当事者意識を持ち、協働して事業を進めていく機運醸成や体制づくりを行うことも重要であるため、管内の農林水産業関係の機関・団体を構成員として設立された唯一の団体である当該県事務局団体に対し特命随意契約により業務を委託していること自体は、必ずしも不相当とはいえない。

一方、その場合は、特に事業執行の透明性や相互牽制の確保に配慮する必要があるが、県事務局団体2事業のうち、1事業では広域振興局の委託契約担当者と同団体の委託契約担当者が同一の職員であったことから、相互牽制を確保する観点からは事業執行体制が適切ではない。

(3) 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

ア 成果指標の設定について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

目標値の達成度(注6)は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により低下したが、対象事業の約半数の指標で80%以上の達成度となっていた。一方、評価実施要領(注7)及びマニュアルでは、適切な指標の設定を求めているが、事業書の記載からは多くの指標が活動内容指標(注8)となっており、成果指標を設定しているものにあっても、単に地域振興プランで設定する目標と同一にするなど事業目的との整合性が不明確なものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものもみられた。

このことから、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標(マニュアルに定める「事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」)の設定の徹底のほか、事業担当者が適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成の取組に努められたい。

(注6) 目標値の達成度 事業成果を評価する成果指標で設定する目標値に対する実績値の割合。

(注7) 評価実施要領 地域振興室は「地域経営推進費事業評価実施要領」において、事業の評価方法、評価結果の検証及び報告、事業評価結果の公表等、事業実施主体及び広域振興局による事業評価のために必要な事項を規定している。

(注8) 活動内容指標 当該事業で実施した活動実績を評価するための指標。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、地域経営推進費の成果指標の設定についてマニュアルにより、従来から成果指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」とするよう指導している。

令和3年度随時監査結果報告書の意見を踏まえて、令和4年3月に広域振興局経営企画部あてに「地域経営推進費の運用について（令和4年3月9日付けふるさと振興部地域振興室長通知）」を发出し、行政活動の結果算出されたサービス量の指標となる活動指標と同サービスによりもたらされた成果の指標となる成果指標の違いなどに具体的に触れながら、適切な成果指標の設定について指導している。この資料では、地域経営推進費事業における成果指標と同様にとらえることのできるKPI（重要行政評価指標）設定に関するポイントを参考として示して、それによると、成果指標は「客観的な成果」を表す指標であること、事業との「直接性」のある効果（事業との因果関係が明確、事業により現れた成果であると説明できる）を表す指標であること、「妥当な水準」の目標が定められていることが必要とされている。

また、地域振興室では、令和4年3月に、広域振興局地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に、適切な成果指標の設定についての理解を促進するための説明会を設け、評価実施要領及びマニュアルの趣旨やポイントについて解説するなど、理解促進の機会としている。

各広域振興局では、地域振興室の指導に基づき局内各部に対して成果指標の設定について指導しているほか、県北広域振興局では、地域経営推進費事業の募集通知において、提出に当たっての留意事項として「内容の異なる複数の細事業を1事業として実施することにより、事業全体としての評価が困難にならないようにすること。」と指導している。

(ウ) 点検結果

定期監査等で点検した21事業の成果指標について、適切に設定されているか確認したところ、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業が9事業確認された。9事業の事業名、主な事業の内容、アウトプット区分、成果指標、疑義の内容については表15（別紙）のとおりである。

9事業の事業内容についてみると、主として地元産業の人材確保や県産物の認知度を高めることなどを目的としたイベントを開催したり、管内観光やスポーツイベント等に関する情報をSNS等で発信したりするなど、それぞれ目的に応じた情報の浸透を図るため、アウトプット区分を「イベント開催」、「情報発信」とするものとなっていて、各3事業、計6事業を占めている。その他の3事業は、企業間連携等を活性化するビジネスマッチングを図るなどのための専門家派遣を行うもの、物流体制の構築や販路拡大開拓に関する調査・実証実験を行うもの、地域の環境活動団体に環境学習の委託を行うことにより当該団体の活動の活性化を図るものであり、それぞれアウトプット区分を「専門家派遣」、「調査・実証実験」、「地域活動等支援」とするものとなっている。

そして、9事業の疑義の内容については、事業の実施内容そのものを指標としていて活

動内容指標となっているものが6事業（アウトプット区分が「イベント開催等」3事業、「情報発信」、「専門家派遣」、「地域活動等支援」各1事業）、事業内容との直接性が少なく指標に対する影響度が小さいと史料される事業が2事業（同区分が「情報発信」2事業）、事業内容の変更に伴う見直しを行っておらず、事業内容と指標との整合性を欠くこととなったと史料される事業が1事業（同区分が「調査・実証実験」）となっている。

これらの事業について、担当部に当該指標を設定した理由を確認したところ、活動内容指標となっているものについては数値化可能な指標が他にないと思われたこと、成果指標に対する影響度が小さいと史料されるものについてはいわて県民計画（2019～2028）の実効性を確保するために策定された第2期アクションプランにおいても同じ成果指標が設定されていたことなどの回答があった。

事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業には、アウトプット区分を「イベント開催等」、「情報発信」とするものが多くみられたが、表4-1（別紙）に示すように、県事業においては全125事業のうち「イベント開催等」が49事業、「情報発信」が16事業、計65事業（52.0%）を占めている。したがって、数値化可能な指標が他にないと思われる場合においては、他の同様の事業における成果指標の設定例が参考となるものと思料される。定期監査等で点検した21事業についてみると、このうちアウトプット区分が「イベント開催等」である事業は9事業となっていて、これらの中には成果指標をイベントの開催そのもの（活動内容指標）ではなく、参加者数や売上高など、事業実施と「直接の関連性」がある「客観的な指標」を設定しているものがあった。

また、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業の中で、事業内容との直接性が少なく、指標に対する影響度が小さいと史料される事業については、設定理由を第2期アクションプランにおいても同じ指標が設定されていることとしているが、例えば「第2期アクションプラン・政策推進プラン」における「50の政策項目」の中で「県が取り組む具体的な推進方策」の目標として設定される指標のほとんどは、政策項目の実現のために複数の事業を複合的に実施した結果、達成を目指すものとなっていて、1事業で目標を達成することは困難である。例として、盛岡広域振興局が実施した「盛岡広域サイクルツーリズム推進事業」において成果指標としている「スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数」については、政策推進プランの政策項目の一つである「26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります」で実施する具体的な推進方策である「スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進」の目標の一つとされて、5つの事業により成果指標の達成を目指しており、新たに実施する本事業のみで当該成果指標達成を目指すことは困難であると思料される。

（エ） 現状の評価

地域振興室は、マニュアル等により適切な成果指標の設定について指導を行っているほか、広域振興局地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に説明会を設けるなど、適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成に努めている。

しかしながら、今回の監査においても、一部の事業の成果指標は、活動内容指標となっ

ていたり、事業による影響度が小さいと思料される指標となっていたりして、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえないものとなっていた。

このうち、数値化可能な指標が他にないとして成果指標が活動内容指標となっている事業については、アウトプット区分が同様の事業で成果指標の設定の参考となるであろう事業が他に多数実施されていた。また、全庁的に複数の事業で達成しようとする指標と同一の指標を単独の事業の成果指標として設定していることは、成果指標の水準として適当ではなく、複数の事業の中で、当該事業がどのような役割を果たすこととなるのかについての他事業との調整が不十分といえる。

イ 事業書への目標値及び実績値の記載について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

評価実施要領では、事業完了時に事業書に事業実績等を記載すること、また、マニュアルでは、目標値と実績値を記載することが定められているが、目標値そのものが設定されていない事業書があるとともに、作成時点で実績値が把握できていないものも含め、実績値が未記載の事業書も散見された。

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、確実な記載及び記載内容の確認の徹底に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室は、チェックリスト（県事業）により「計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。」を確認することで、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っている。

(ウ) 点検結果

現状を確認するため、令和6年度に実施された事業の事業書を点検し、成果指標の目標値及び実績値の記載の有無を確認したところ、目標値については全ての事業で記載されていたものの、実績値については全125事業中21事業について、集計中や調査中などとしていた。これらの21事業の成果指標及び令和7年8月時点での実績値の記載状況は表16（別紙）のとおりとなっていた。

集計中等としている21事業については、観光客入込数や売上高等、集計に時間を要するものが成果指標となっていて、事業書の実績取りまとめ時に記載が間に合わない状況となっている。また、このうち10事業については、令和7年度も継続して実施されていることから、これらの事業については継続事業の採択審査時に成果指標の実績値は考慮されていないことになる。

また、これらの実績値については、地域振興室において、成果目標の達成度等を把握し、継続中の事業や関連事業の見直し、翌年度の各事業の進捗状況、翌々年度の施策推進の検討の参考資料として活用されているが、集計中等としている21事業の実績値確定後の対

応について確認したところ、盛岡及び県北広域振興局の8事業は、実績値確定後に地域振興室に対して事業計画書兼事業実績書を再提出しているものの、県南及び沿岸広域振興局の13事業では実績値確定後の再提出を行っていないとの回答があった。

(エ) 現状の評価

地域振興室は、チェックリスト（県事業）の活用により、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

これらの対応により、成果指標の目標値については記載が徹底されていたものの、実績値については21事業が事業完了後に集計に時間を要する成果指標が設定されていることにより実績の記入ができない状態となっていて、監査時点で事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証を実施できておらず、このうち令和7年度も継続して実施されている10事業は成果指標による事業の成果の検証を行ったうえで継続の判断が行われていたとはいえない。

また、一部の広域振興局では、実績値確定後も地域振興室に対する報告が行われておらず、地域振興室における翌年度以降の事業実施等の検討に活用されていなかった。

ウ 事業評価結果の公表等について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

県民に対する説明責任を果たし、県政への理解と参画を促進する上でも、適切な事業評価と結果の公表等は重要であることから、今後も分かりやすい説明等に工夫を凝らし、積極的な公表等に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、評価実施要領に規定されている、「事業評価結果の圏域懇談会等への報告」及び「事業採択における前年度等の事業評価結果の活用」について、令和4年3月に広域振興局の地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に実施した説明会の場で、改めて徹底を指示している。

(ウ) 点検結果

各広域振興局による事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表の状況を点検したところ、表17のとおりであった。

なお、報告及び公表の方法は、県事業と市町村事業とで共通している。

【表 17】 事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表

広域振興局	圏域懇談会等への報告	ホームページでの公表	圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表の方法
盛岡	行われている	行われている	事業評価結果一覧表に地域経営推進費事業の「事業実施主体による評価」を記載し公開している。
県南	行われている	行われている	県南広域振興圏施策評価結果調書に地域振興プラン別に掲載し報告している。
沿岸	行われている	行われている	沿岸広域振興圏施策評価結果調書に地域振興プラン別に掲載し報告している。
県北	行われている	行われている	事業評価結果一覧表に地域経営推進費事業の「事業実施主体による評価」を記載し公開している。

このうち広域振興圏施策評価結果調書により報告している県南及び沿岸広域振興局では、地域経営推進費の事業別ではなく、第2期アクションプラン（そのうち第2期地域振興プラン）全体の事業を施策別に報告及び公表を行って、地域経営推進費に該当する事業の明示はされていなかった。両広域振興局にその理由を確認したところ「個々の事業の地域振興プランにおける位置づけや、他の事業との関連性を示すことに適しているため」「施策評価には施策の方向性、事業の背景や成果等が網羅的に記載されているため理解しやすく、県民に公開する情報として適切であるため」との回答があった。

なお、地域振興室に対し、事業評価結果の報告及び公表の方法について、方針を確認したところ、「圏域ごとに異なる圏域懇談会の委員から、報告及び公表の方法について意見があり得ること」「各広域振興局における住民への説明責任を果たすための創意工夫を尊重すべきと考えられること」により、広域振興局の裁量に委ねているとの回答があった。

(エ) 現状の評価

地域振興室では、広域振興局の担当職員を対象に、改めて「圏域懇談会等への報告」と「ホームページでの公表」の徹底について説明会を実施している。

これらにより、全ての広域振興局において、圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表が行われており、意見のとおり対応されている。

一方、一部の広域振興局においては、広域振興局の全体施策の中で地域経営推進費事業についても公表しているが、地域経営推進費に該当する事業の明示がされておらず、公表の方法を工夫することにより、地域経営推進費事業の実施による地域の課題への対応状況等の評価を、県民により分かりやすく伝えることができると考えられる。

エ 事業目標の達成状況について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗確認、成果指標の設定等、地域経営推進費事業の目的を達成するための取組についての点検に加え、事業実施の結果である事業の達成状況及びその推移等につい

て点検し、点検結果を分析することにより地域経営推進費事業の実施による成果の発現状況及び事業の継続実施による効果を点検した。

(イ) 点検結果

事業実施による成果の発現状況を点検するため、全 125 事業の令和 6 年度の成果指標である 184 指標（1 事業で複数の指標を設定しているものがある。）の達成度について確認したところ、表 18（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、達成度が 100% 以上のものは 99 指標（53.8%）であった一方で、達成度が 50% 未満のものは 17 指標（9.2%）であり、そのうち当該達成度のまま令和 6 年度で事業が完了したものは 6 指標（3.3%）であった。

また、実績値が調査中であることなどの理由により、達成度の記載がなく、事業実施による成果の発現状況が把握できないものが 28 指標（15.2%）あった。

さらに、継続事業における経年による達成度の推移について確認するため、184 指標のうち、継続中の全年度の達成度の推移が把握できる 61 指標について、達成度の増減等の状況により分類したところ、表 19（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、令和 6 年度において達成度が 100% 以上となっているものが 35 指標（57.4%）あり、このうち事業初年度は達成度が 100% 未満だったものが令和 6 年度において 100% 以上となったものが 9 指標（14.8%）あった。

一方、令和 6 年度において達成度が 100% 未満となっているものが 26 指標（42.6%）あり、このうち達成度が上昇したものが 6 指標（9.8%）、達成度が下降したものが 19 指標（31.1%）あった。また、継続して実施したものの令和 6 年度の達成度が 50% 未満であったものが 8 指標（13.1%）あり、このうち令和 6 年度で事業が完了したものは 3 指標（5.5%）、令和 7 年度も事業が継続しているものは 5 指標（8.2%）あった。

(ウ) 現状の評価

全 125 事業の成果指標のうち、全体の半数以上で達成度が 100% 以上となっている一方で、約 1 割の指標で達成度が 50% 未満となっており、これらの指標を設定している事業については、6 年度の事業終了時点で事業実施による成果が十分得られているとはいえない。

また、継続事業に係る 61 指標のうち、達成度が事業開始年度に比して上昇して 100% 以上となった成果指標を設定している事業は、継続して実施したことによる効果が発現している一方、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、令和 6 年度の達成度が 50% 未満であった成果指標を設定していた事業については、事業を継続して実施したことによる効果が十分発現していない。この中には、令和 7 年度も継続して実施している事業も認められたが、継続して実施したにもかかわらず効果が十分発現しないまま引き続き令和 7 年度の採択判断を行っていることから、継続の判断に当たり事業の効果が考慮されているか疑義がある。

3 市町村事業に係る点検結果について

令和6年度に実施した市町村事業全155事業を対象に、監査の着眼点を踏まえ、令和3年度随時監査結果報告書意見に係る事項について点検した。このうち広域振興局毎に5事業抽出した20事業について、定期監査等において重点的に点検した。20事業の詳細は表20（別紙）のとおりである。

(1) 事業の採択について

ア 一件限度額の定めについて

(ア) 点検の趣旨

一件限度額の定めは事業を採択する際の基本となるものであることから、市町村事業についても、一件限度額の定めに関する検討が適切に行われているか、一件限度額の定めの有無により個別事業への影響があるか点検した。

(イ) 点検結果

市町村事業についても、県事業と同様、広域振興局毎の一件限度額の定めについては、各広域振興局における事業の採択に当たり、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えているものである。

各広域振興局に対し、市町村事業で一件限度額の定めの有無を確認したところ、盛岡及び県南広域振興局では定めており、沿岸及び県北広域振興局では定めていなかった。その理由について確認した結果は表21のとおりである。

【表21】 広域振興局における一件限度額の定めの有無と理由（市町村事業）

広域振興局	定めの有無	一件限度額	理由
盛岡	定めている	10,000 千円	市町村事業は、管内市町からの要望事業数も多く、諸課題や特色ある取組(事業)に幅広く対応できるよう、令和4年度から補助限度額を定めている。
県南	定めている	5,000 千円（財政力指数が県内市町村の平均以下の市町は6,666 千円）	市町村事業は、県南管内8市町から出される事業要望の件数や事業費にバラつきが多いため、市町への配分バランスを平準化しやすくするために限度額を定めている。
沿岸	定めていない	—	予算を最大限効果的に活用するため。
県北	定めていない	—	これまでの採択状況などから管内市町村の事業要望が概ね均等になっており、市町村毎の過不足が生じておらず、採択時の事業調整に支障がないため。

盛岡及び県南広域振興局は、諸課題や特色ある事業に幅広く対応することや、市町への配分バランスを平準化しやすくすることを目的として一件限度額を定めている。沿岸及び県北広域振興局は、県事業と同様に、それぞれの事業に応じて必要な事業費を確保す

る必要があることなどから、予算の制約がある中においても、一律に一件限度額を定めることは行っていない。

一件限度額を定める理由の一つとして、上記の「諸課題や特色ある事業に幅広く対応する」ことが挙げられる。その影響の有無を確認するため、一件限度額を定めている広域振興局と定めていない広域振興局とで事業規模の分布について確認したところ、表 2-2 のとおりであった。

【表 2-2】広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（市町村事業）（再掲）

広域振興局	100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上	計	500 万円未満の 事業の割合
盛岡	22	18	0	0	40	100%
県南	4	13	(注9) 5	0	22	77.3% (注10) 100%
沿岸	16	24	2	1	43	93.0%
県北	25	23	2	0	50	96.0%
計	67	78	9	1	155	93.5%

(注9) 財政力指数が県内市町村の平均以下の市町で実施する事業

(注10) 財政力指数が県内市町村の平均以下の市町で実施する事業を除いた割合

まず、広域振興局別の事業数については、一件限度額を定めている広域振興局は、盛岡広域振興局が 40 事業、県南広域振興局が 22 事業であり、一件限度額を定めていない広域振興局は、沿岸広域振興局が 43 事業、県北広域振興局が 50 事業であった。一件限度額を標準 500 万円として定めている県南広域振興局が 22 事業と他広域振興局よりも少なくなっている。

また、広域振興局別の事業規模については、令和 6 年度は 155 事業中 145 事業 (93.5%) が 500 万円未満となっていて、広域振興局別にみると、一件限度額の定めのない 2 広域振興局と、同定めが 1000 万円と大きい盛岡広域振興局においてはいずれも 90%以上となっていた。一件限度額を標準 500 万円とする県南広域振興局では、他の広域振興局と比較して、事業規模が 100 万円以上の頻度が高く、財政力指数が県内市町村の平均以下の市町（上限 6,666 千円）への一件限度額を 666 万円と引き上げていることから、500 万円以上の事業が 5 事業みられるなど、事業規模が一件限度額の設定額付近に偏っている傾向がある。

(エ) 現状の評価

一件限度額の定めについては、県事業と同様に予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものとのことであり、各広域振興局の事業実施状況についてみると、盛岡、沿岸及び県北広域振興局では、一件限度額の定めが如何にかかわらず、殆どの事業の配分額が 500 万円未満となっている中で、予算配分面での制約を設けていなくて

も、特段問題はなかったものと認められる。一方、県南広域振興局は、事業規模が一件限度額付近に偏っている結果、他の広域振興局と比較して1件当たり事業費が多額(表2-2参照)となっていて、事業件数も少ないものとなっていることから、一件限度額の定めにより事業数、事業規模が一定の影響を受けていることが想定された。

イ 事業の継続について

(ア) 点検の趣旨

継続運用の可否は事業を採択する際の基本となる定めであることから、市町村事業についても、継続運用に係る例外措置を適切に運用し、事業採択が適切に行われているかどうか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室及び各広域振興局が行っている市町村に対する地域経営推進費の継続運用に関する周知状況について確認した。

地域振興室では、継続運用についての原則及び例外を定めた取扱要領を示して指導しているほか、「地域経営推進費(市町村事業)の取扱に関するQ&A」を示し、その中で継続運用を例外的に認めることを周知している。また、事業計画書兼事業実績書と併せて提出する「地域経営推進費(市町村事業)チェックリスト(以下「チェックリスト(市町村事業)」という。)」に基づいて、広域振興局各部において、事業採択時に継続事業に係る以下のチェック項目を確認するよう指導している。

項目4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
 項目7 (継続事業の場合)前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

上記の地域振興室の指導を踏まえて、各広域振興局における事業の継続運用の検討状況は県事業と同様、表7に記載のとおりであり、それぞれ、前年度の事業結果及び前年度からの実施内容の見直しを踏まえて継続事業の採択の可否を検討するとしている。

そして、上記の検討の下で、令和6年度に実施された155事業の継続運用がどのような状況となっているかについて確認したところ、広域振興局別、事業開始年度別の事業数については、表22のとおりであった。

【表22】広域振興局別の事業開始年度別の事業数(注11)(市町村事業)

広域振興局	令和6年度	令和5年度	令和4年度	計
盛岡	28	4	8	40
県南	15	6	1	22
沿岸	31	8	4	43
県北	31	15	4	50
計	105	33	17	155

(注11) 事業書に記載する「開始年度」から判断している。

令和6年度に実施された155事業については、いずれも令和4年度以降に開始されていて3箇年を超えて継続とされている事業はなく、そのうち令和4年度又は5年度に開始された継続事業の数は、50事業(32.3%)と3割以上を占めているものの、県事業の60.0%と比較して継続事業の割合が小さく、新規事業の割合が大きい。

継続事業の審査状況については、審査は事業成果及びそれを踏まえた事業の見直しの実施について確認することが重要であるため、定期監査で点検した20事業のうち継続事業である14事業について、事業成果を考慮して採択の検討が行われているか、前年度から実施内容の見直しが行われているかを調査した。

その結果、14事業のうち12事業においては前年度の事業成果の評価を考慮したうえで継続事業の採択が検討され、実施内容の見直しが行われた上で採択されていたが、「海から紡ぐ洋野町PR事業(実施機関:洋野町)」及び「二戸市産業活性化促進事業(同:二戸市)」の2事業については、前年度からの事業成果の評価を考慮して採択されていたものの、前年度からの事業内容の見直しは行われていなかった。

継続を認めた理由は、表23(別紙)のとおりであった。

県事業と同様、全ての事業で「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」「実施の必要性が継続している」ことなど、事業の実施に対してニーズがあることを採択の理由としていた。例として、「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」としている盛岡市が実施した「盛岡市自然環境調査事業」は、盛岡市内を3つのエリアに分けて、1年に1つのエリアの調査を実施することとしており、盛岡広域振興局ではこの計画を妥当と判断して継続を認めていた。

また、「事業の必要性が継続している」としている県北広域振興局が採択し二戸市が実施した「二戸市産業活性化促進事業」では、産業まつりを開催し、二戸市の産業を市民に広く周知するとともに、市内の経済活性へつなげることを目的として、物販、飲食ブースやステージイベントを開催する事業を継続することとしていた。この事業では、イベントの売上額や客数等の成果をヒアリングした結果を理由として継続を認めていた。なお、同様に、数値化された成果を考慮して継続事業の採択を検討している事業は5事業であった。

(ウ) 現状の評価

事業計画の策定に当たっては、広域振興局経営企画部により、継続運用についての原則及び例外等について、Q&Aを示したりチェックリスト(市町村事業)を活用したりして継続運用に関する項目の確認を促すことにより周知していた。この仕組みにより、各広域振興局では、事業成果及び前年度からの見直しを考慮して採択の検討を行っているとしており、採択された継続事業の数は、県事業に比して割合は小さいものの、3割以上を占めていて、取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用の間には相違がみられる状態となっていた。

また、客観的な指標に基づいて継続事業の採択を検討している事業は点検した15事業中5事業のみであり、一部の事業で前年度からの事業内容の見直しを行わず継続事業の

採択が行われており、継続の手続きが不適當であったりして、継続とした判断が分かりにくい状態となっていたりする状況が見受けられた。

ウ 本庁事業等との調整について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費事業の採択に当たっては、本庁、広域振興局が実施する事業と、市町村が実施する事業との役割分担を明確にし、実施内容の重複や不整合を避けることや、事業間の連携による効率化を図ることが重要である。このため、市町村事業についても、本庁事業等との調整が適切に実施されているかについて点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室が発出する地域経営推進費の市町村事業に係る事務取扱通知（以下「事務取扱通知（市町村事業）」という。）には、事務取扱通知（県事業）と異なり、本庁各室課との調整に係る記述がないことから、市町村による本庁関係部局との調整について地域振興室に確認したところ、次のとおり回答があった。

市町村への負担軽減の観点から、市町村事業では、市町村による本庁各室課との調整は要しない。「事務取扱通知（市町村事業）」では、市町村及び広域振興局の担当課があらかじめ十分連携調整することを求めており、この中で、本庁各室課との調整が行われることとなる。

なお、県事業と異なり、市町村が本庁各室課との調整を直接行っていないことから、事業書への本庁事業等との調整の状況の記載を要しないこととされている。このため、各事業における調整状況の内容を確認することができなかったことから、取りまとめ機関である広域振興局経営企画部に対し、事業採択時に行う市町村事業と本庁実施事業との調整状況の確認方法を点検した結果、表 24 のとおりであった。

【表 24】 事業採択時の本庁事業等との調整状況等の確認方法（市町村事業）

広域振興局	確認方法
盛岡	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 さらに、直接広域振興局内各部に対し本庁室課との事業重複がないか等について文書により照会することにより再確認している。
県南	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 さらに、既存の補助事業の有無や他制度の対象となっていないかどうかなどについて広域振興局の関係部等に再確認している。 必要に応じて、本庁関係室課にも確認を行っている。
沿岸	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 本庁事業の重複が懸念される場合は、本庁各室課に直接確認を行っている。
県北	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁事業等との調整の有無をヒアリング時に確認している。

全ての広域振興局で、市町村と広域振興局の事業担当課との調整の中で、事業担当課を

通じて、主として本庁事業等と重複しないことの確認が行われていることについて、市町村に対する事業採択のヒアリング時に確認していた。なお、この確認では本庁事業等との調整状況を事業書により確認することができないことから、その具体的内容については事前に市町村と広域振興局の担当部との間で十分連携調整を行っていることが前提の上での確認となっている。盛岡及び県南広域振興局においては、それに加えて、取りまとめ機関である経営企画部から広域振興局の担当部に対して、本庁事業との調整の有無について書面により確認を行っている。

(ウ) 現状の評価

各広域振興局経営企画部による事業採択時における市町村事業と本庁実施事業との調整状況の確認については、市町村に対し事業採択のヒアリング時に本庁事業との調整の有無について確認しているが、この確認は事前に市町村と広域振興局の担当部との間で十分連絡調整を行っていることが前提の上での確認となっており、事業の採択に当たっては、市町村に対する確認のみでは十分とはいえず、盛岡広域振興局や県南広域振興局のように、その調整の内容については具体的に確認することが必要と考えられる。また、その際には、県事業と同様に、地域経営推進費事業と本庁事業等との調整状況を事業書等に記載することにより、効率的に採択の審査を行うことができると考えられる。

エ 事業数と不用額の状況について

(ア) 点検の趣旨

事業数の多さが不用額が生じる一因となっているのか確認するため、市町村事業についても、広域振興局毎の事業数と不用額との関係について点検した。

(イ) 点検結果

令和6年度に実施した事業について、広域振興局別の事業数と不用額は、表25のとおりであった。

【表25】広域振興局別の事業数と不用額（市町村事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	不用額（円）	不用額の割合（％）
盛岡	40	56,493,000	1,791,000	3.17
県南	22	78,653,000	2,678,000	3.40
沿岸	43	84,134,000	9,631,000	11.45
県北	50	75,619,000	2,554,000	3.38
計	155	29,489,900	16,654,000	5.65

この結果によれば、事業数が最も多い県北広域振興局と事業数が最も少ない県南広域振興局の不用額や不用額の割合は大差のないものとなっているなど、事業数と不用額の発生との間に特に関係性は見受けられない。

なお、各広域振興局においては、進捗状況確認の結果を活用し、地域経営推進費の追加募集を行うことにより、不用額の削減及び地域経営推進費予算の有効活用を図っている。広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数は表 26 のとおりである。

【表 26】 広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数

広域振興局	追加募集の時期	追加採択、追加交付を行った件数
盛岡	9月	6
県南	9月	1
沿岸	7月	6
県北	7月、10月	7

(ウ) 現状の評価

令和6年度においては、事業数と不用額の発生について因果関係は認められなかった。各広域振興局においては、進捗状況確認と併せて、市町村に対して地域経営推進費の追加募集を行うなどの不用額の削減に向けた取組が行われており、一定の成果を上げている。

(2) 事業の執行管理状況について

ア 事業の進捗管理について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗状況管理が適切に行われていない場合、状況の変化等を把握できず、事業の中止や成果目標の未達成につながる可能性があることから、市町村事業についても、事業者に対して適切に進捗状況確認について指導しているか、進捗状況確認が適切に行われているか点検した。

(イ) 点検結果

事業の進捗管理について、実施機関である市町村に対してどのように指導が行われているか点検した。

地域振興室では、交付要綱において「補助事業者は、対象事業の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、遂行状況報告書により、所管局長に報告しなければならない。」としている。そして、事務取扱通知（市町村事業）でチェックリスト（市町村事業）を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業の進捗管理について、定期的実施したか。」を確認して市町村事業の事業設計、事業完了後の事務手続を進めることとしている。

上記の地域振興室の指導を踏まえて地域経営推進費の進捗管理が行われているか確認するため、各広域振興局における地域経営推進費の進捗確認方法について点検したところ、表 27 のとおりであった。

【表 27】各広域振興局の進捗確認方法（市町村事業）

広域振興局	進捗確認方法	確認内容
盛岡	毎年度、独自の様式により市町に対し6月末、10月末時点の事業進捗状況を確認している。	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況 事業始期、事業完了予定時期 事業実施状況 今後の事業実施予定 収支状況 変更がある場合、その理由
県南	例年、全ての事業を対象として7月・11月に遂行状況報告を求めており、報告の内容を踏まえて適切な事業執行となるよう市町の指導を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の遂行状況（実施済、今後予定） 事業に係る収支の状況 事業の完了（予定）年月日 計画通りでない場合、その理由
沿岸	年3回（6月・8月・10月）に各事業の執行状況調査を実施し、各市町村の取りまとめ担当課に対して進捗確認を依頼している。必要に応じて、交付決定の変更や追加募集を行い、地域経営推進費の積極的な活用を促すこととしている。	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容ごとの事業実施スケジュール 費目ごとの支出計画及び実績 変更交付申請の見込 変更交付申請の理由
県北	各事業の進捗と予算の適正な執行状況を確認するため、毎月、市町村担当者に対して事業遂行状況報告書の項目をメールにより確認している。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の遂行状況（実施済、今後予定） 事業に係る収支の状況 事業の完了（予定）年月日 計画通りでない場合、その理由

県南広域振興局を除き、進捗状況確認時に遂行状況報告書の提出は求めておらず、広域振興局独自の方法により進捗状況確認を行っている。

独自の方法による進捗状況確認を行っている広域振興局についても、遂行状況報告書により報告すべき項目は概ね含まれていて、全ての広域振興局で、年2回以上定期的な進捗状況確認が行われている。

これを踏まえ、定期監査等で点検した20事業のうち事業実施期間が短く進捗状況確認の時期にかからなかった2事業を除く18事業について、進捗状況確認の実施状況を遂行状況報告書や事業進捗状況確認調書などの記録により確認したところ、表27に記載のとおり実施されていることを確認した。

なお、20事業の中には、当初計画していた取組を中止、縮小しているなどの事業は見受けられなかった。

（ウ） 現状の評価

地域振興室は、交付要綱及び事務取扱通知(市町村事業)を通じ、各事業の進捗状況確認が行われるよう促している。

事業の進捗状況報告については、いずれの広域振興局においても、年2回以上の定期的な進捗状況確認を、交付要綱に基づく遂行状況報告書又は同報告書に準じた項目を確認することにより行っており、適切な進捗状況確認を確実に実施するための仕組みが構築されていると認められる。

イ 事業による財産取得の手続について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費には財産の取得及び財産の効用を増加させることを目的とした事業があることから、地域経営推進費における財産取得の手続が適切に実施されているか点検した。

(イ) 点検結果

事務取扱通知（市町村事業）において「市町村長は、事業により取得し又は効用が増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）がある場合は、様式6（取得財産等管理台帳）を整備、保管することとし、事業完了時及び財産の異動があった際は、当該財産管理台帳の写しを局長に提出すること。」とされている。

そこで、全155事業のうち、財産の取得が想定される事業として「地方財政状況調査」において「普通建設事業」又は「災害復旧事業」に区分される事業（ハード事業）として市町村から報告があった11事業について、取得財産等管理台帳が提出されているか否かについて点検した。

その結果、取得財産等管理台帳が提出されていた事業は5事業であり、6事業については提出されていなかった。5事業の取得財産及び取得額は表28（別紙）のとおりである。

提出されていなかった事業についてその理由を確認したところ、5事業は1件当たりの取得価格が50万円未満であり、1事業は市町村による財産取得を伴わない事業であったことから、提出されていないことについて問題は確認されなかった。

(ウ) 現状の評価

監査した限りにおいて、取得財産等管理台帳の提出手続という点においては、地域経営推進費事業における財産取得の手続きは適切に実施されていた。

(3) 事業目標の達成状況、事業評価の結果について

ア 成果指標の設定について

(ア) 点検の趣旨

評価実施要領及びマニュアルでは、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定の徹底を求めていることから、市町村事業についても、適切な成果指標を設定するよう指導しているか、事業の成果を適切に把握できる指標が設定されているか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室では、県事業と同様、マニュアルにより、成果指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」とするよう指導しているほか、活動指標と成果指標の違いや具体例に触れながら、適切な成果指標の設定について指導するとともに、事業計画書を作成する際には、チェックリスト（市町村事業）の成果指標に係る項目で「アウトカム指標か」「客観的か」「直接性があるか」「妥当な水準か」について確認することとしている。

実際に適切な成果指標が設定されているか確認するため、定期監査等で点検した20事業の成果指標を点検したところ、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業が5事業確認された。5事業の事業名、主な事業の内容、アウトプット区分、成果指標、疑義の内容については表29（別紙）のとおりである。

5事業の事業内容についてみると、県事業において多数を占めていた、アウトプット区分を「イベント開催」、「情報発信」とするものは、それぞれ、地元産品や人材確保のためのPRイベントを開催する事業、震災学習モデルコースのモニターツアーを実施する事業の各1事業となっている。それ以外の3事業は、地元飲食店等の魅力度向上のために特産品提供技術の指導を行うもの、各種計画の基礎資料とする自然環境調査等を実施するもの、生徒の学力向上を図るなどのため公営塾を運営するもので、それぞれのアウトプット区分は「専門家派遣」、「調査・実証試験」「会議・セミナー等開催」となっている。

そして、5事業の疑義の内容については、事業の実施内容そのものを指標としていて活動内容指標となっているものが4事業（アウトプット区分が「調査・実証試験」、「専門家派遣」、「情報発信」、「イベント開催」）、事業内容と指標との整合性を欠くと思料される事業が1事業（同区分が「会議・セミナー等開催」）あった。

これらの事業について、市町村で当該指標を設定した理由及び各広域振興局において当該指標を認めた理由を確認したところ、活動内容指標となっているものについては事業実施そのものが成果につながると考えられるなどの回答があった。

上記5事業について、県事業と同様に、成果指標の設定の参考となるようなアウトプット区分（施策の実施態様）が同一で、事業の成果を適切に把握できる例がないかを確認した。アウトプット区分が「イベント開催等」、「情報発信」とするものについては、県事業等においても多数見受けられるところではあるが、そのほか、アウトプット区分が「専門家派遣」である事業において、成果指標を、専門家を派遣した事業所数（活動内容指標）ではなく、利用者が増加した施設数や新商品の開発件数など、事業実施と「直接の関連性」がある「客観的な指標」に設定している例があった。

(ウ) 現状の評価

地域振興室は、マニュアル等により成果指標の設定について、広域振興局及び市町村に対して周知している。また、チェックリスト（市町村事業）により、成果指標の設定について申請時に広域振興局がチェックできる体制がとられている。

しかしながら、一部の事業では、活動内容指標又は事業内容との整合性を欠くと思料さ

れる指標を設定していて、これらの指標は、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえないものとなっていた。

このうち成果指標が活動内容指標となっている事業の中には、他にアウトプット区分が同様の事業で成果指標の設定の参考となるであろう事業が実施されているものもあった。

イ 事業の評価について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費事業に限らず、事業実施による成果を把握して評価を行い、その評価結果を記録しておくことは、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性の検討や事業内容の改善等に重要であることから、市町村への助言等の実施状況及び事業書への評価結果の記載について点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室は、マニュアルにより、活動項目等の目標に実績が達しなかった理由や、事業実施段階で判明した留意すべき点など、今後、事業を継続する場合や類似事業を企画する場合に参考となる事項を事業書の「事業の評価・振り返り」欄に記載し、記載に当たっては客観的な記載に努めるよう指導しているほか、事務取扱通知（市町村事業）や評価実施要領において、事業採択に当たって事業評価の結果を活用することや、地域経営推進費評価実施要領に基づく評価を行うべきことについて定めていた。

また、各広域振興局においては、事業完了時に事業書の確認を行う際に、内容に疑義がある場合は個別に助言し、必要に応じて記載の修正を求めている。

このほか、県北広域振興局では、市町村内において、企画担当課と事業担当課との間での調整が十分に行われず、必要な事業評価の記載に至らない場合が散見されていることを踏まえ、令和7年度から事業計画策定段階において、市町村の企画担当者及び事業担当者双方を対象とした説明会を新たに実施し、成果指標に基づく評価記載の重要性と具体的な記載方法について周知を図っていた。

これらの指導に基づき、適切に事業の評価・振り返りが行われているかどうか確認するため、定期監査等で点検した20事業を対象に事業書の「事業の評価・振り返り」欄を点検した。具体的には、成果指標の達成度が100%未満であった場合に、目標に達しなかった理由が事業書に記載されているか、また「事業の評価・振り返り」欄に、事業実施段階で判明した留意すべき点等について記載されているかについて点検を行い、その結果は表20（別紙）のとおりであった。

達成度が100%未満の11事業のうち、5事業では目標に達しなかった理由が事業書に記載されていたが、6事業では記載されていなかった。

また、「事業の評価・振り返り」欄に、事業実施段階で判明した留意すべき点等について記載している事業は20事業中6事業であり、14事業は事業の成果に係る記載のみで、

事業の実施内容の分析が行われていなかった。

(ウ) 現状の評価

地域振興室及び広域振興局は、市町村に対し、事業の評価及び振り返りについてマニュアルや事務取扱通知(市町村事業)等を示したり、事業の評価及び振り返りの手法等について、説明会の開催や個別に助言を行ったりするなどして周知を図っていた。

しかしながら、事業書を点検したところ、成果指標の実績が目標に達しなかった理由及び事業実施段階で判明した留意すべき点等の記載がない事業が少なからず見受けられ、これらの事業は十分な事業の評価が行われているとは認められないことから、市町村の事業評価に対する理解は十分とはいえない。

ウ 事業書への目標値及び実績値の記載について

(ア) 点検の趣旨

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、事業書に成果指標の目標値及び実績値が記載されているか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室の対応を確認したところ、チェックリスト(市町村事業)により「計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。」を確認することで、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

また、現状を確認するため、令和6年度に実施された全155事業の事業書を点検し、成果指標の目標値及び実績値の記載の有無を確認したところ、目標値については全ての事業で記載されていたものの、実績値については3事業について、事業書に記載がなかった。3事業の成果指標及び令和7年8月時点での実績値の記載状況は表30(別紙)のとおりとなっていた。

また、このうち1事業については、令和7年度も継続して実施されていることから、これらの事業については継続事業の採択審査時に成果指標の実績値は考慮されていないことになる。

(ウ) 現状の評価

地域振興室は、チェックリスト(市町村事業)の活用により、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

これらの対応により、成果指標の目標値については記載が徹底されていたものの、実績値については3事業で事業書に記載がなかったことから、監査時点で事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証を実施できておらず、このうち令和7年度も継続して実施されている1事業は成果指標による事業の成果の検証を行ったうえで継続の判断が行われていたとはいえない。

エ 事業目標の達成状況について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗確認、成果指標の設定等、地域経営推進費事業の目的を達成するための取組についての点検に加え、事業実施の結果である事業の達成状況及びその推移等について点検し、点検結果を分析することにより地域経営推進費事業の実施による成果の発現状況及び事業の継続実施による効果を点検した。

(イ) 点検結果

事業実施による成果の発現状況を点検するため、全 155 事業の令和 6 年度の成果指標である 235 指標（1 事業で複数の指標を設定しているものがある。）の達成度について確認したところ、表 31（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、達成度が 100%以上のものは 138 指標（58.7%）であった一方で、達成度が 50%未満のものは 24 指標（10.2%）であり、そのうち当該達成度のまま令和 6 年度で事業が完了するものは 14 指標（5.9%）であった。

また、実績値が調査中であることなどの理由により、達成度の記載がなく、事業実施による成果の発現状況が把握できないものが 6 指標（2.6%）あった。

さらに、継続事業における経年による達成度の推移について確認するため、235 指標のうち、継続中の全年度の達成度の推移が把握できる 48 指標について、達成度の増減等の状況により分類したところ、表 32（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、令和 6 年度において達成度が 100%以上となっているものが 29 指標（60.4%）あり、このうち事業初年度は達成度が 100%未満だったものが 7 指標（14.6%）あった。

一方、令和 6 年度において達成度が 100%未満となっているものが 19 指標（39.6%）あり、このうち達成度が上昇したものが 4 指標（8.3%）、達成度が変わらなかったものが 1 指標（2.1%）、達成度が下降したものが 14 指標（29.2%）あった。また、継続して実施したものの令和 6 年度の達成度が 50%未満であったものが 3 指標（6.3%）あり、この指標に該当する事業のうち令和 6 年度で事業が完了するものは 2 指標（4.2%）、令和 7 年度も事業が継続しているものは 1 指標（2.1%）あった。

(ウ) 現状の評価

全 155 事業の成果指標のうち、全体の半数以上で達成度が 100%以上となっている一方で、約 1 割の指標で達成度が 50%未満となっており、これらの指標を設定している事業については、令和 6 年度の事業終了時点で事業実施による成果が十分得られているとはいえない。

また、継続事業に係る 48 指標のうち、達成度が事業開始年度に比して上昇して 100%以上となった成果指標を設定している事業は、継続して実施したことによる効果が発現している一方、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降し

た指標や、令和6年度の達成度が50%未満であった事業については、事業を継続して実施したことによる効果が十分発現していない。この中には、令和7年度も継続して実施している事業も認められたが、継続して実施したにもかかわらず効果が十分発現しないまま引き続き令和7年度の採択判断を行っていることから、継続の判断に当たり事業の効果が考慮されているか疑義がある。

第3 監査意見

1 全体の評価

今回の監査の対象とした地域経営推進費を活用した事業については、概ね適正に実施されているものと認められたが、一部に留意改善（検討）を要する事項が見られた。

については、取りまとめ機関である広域振興局経営企画部及び実施機関である広域振興局各部等においては、以下の意見に留意し、引き続き市町村やNPO、民間団体等との良好な協働関係のもと、広域振興圏における現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進し、分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域を目指し取り組まれない。また、事業所管室課であるふるさと振興部地域振興室においては、広域振興局の取組が適切に行われ、地域経営推進費を活用した事業の効果が最大限に発揮されるよう、指導、助言に努められたい。

2 意見

(1) 県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について

ア 一件限度額の設定について

一件限度額を定めなくとも一定の金額内で事業が実施されている現状を鑑みると、各広域振興局における事業運営に特段の支障は生じていないといえる。

採択に当たり、各広域振興局への配分予算額や事業要望の動向その他の事情を考慮し、予算配分面での制約を設ける必要が生じた場合には、各広域振興局において、事業費実績の分布を考慮して標準的な地域経営推進費の需要規模に応じた一件限度額を設定することにより、予算配分の円滑化が図られると考えられるので、状況に応じて設定を検討されたい。

イ 事業の継続運用について

取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間には依然として相違がみられる状態となっているものの、各広域振興局において抱えている課題には単年度では解決が困難なものが多いことから、地域経営推進費事業の実施に当たっては、事業全体を単年度で完結するというよりは、各年度の事業成果を適切に評価し、然るべき対応を執った、そういう点では前年度とは異なる新たな事業として実施する意識が重要であると思われる。

今回の監査において、事業成果の評価に当たって、客観的な指標によらずに継続の可否の判断基準が分かりにくい状態となっているものが見受けられたことから、広域振興局は、継続事業の立案、計画及びその採択に当たっては、客観的な指標に基づいた判断基準の下に評価や事業の効果を高める見直しが行われるよう努められたい。地域振興室は、客観的な指標に基づいた判断基準により評価や見直しが行われるよう、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

ウ 本庁事業等との調整について

本庁事業等との調整は主として本庁事業との重複がないことを確認するものであったが、広域振興局間で実施内容等の調整を行うことにより、事業の効率的、効果的な運用に繋がった

事業も認められたことから、事業計画の立案、計画に当たっては、本庁事業や他広域振興局等が実施する事業との調整・連携により、事業の効果的な実施に繋がるものがないか検討するよう努められたい。

エ 事業数と事業規模について

広域振興局による事業の追加募集等の取組が不用額の削減に一定の成果を上げているものの、不用額の発生を早期に把握して他事業との調整を実施するなどの工夫の余地も認められるので、引き続きより一層の事業費の有効活用に努められたい。

オ 事業の進捗管理について

事業の実施段階において適切な進捗管理を行うためには、定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組状況の報告を行うことが、確実な事業執行管理上必要と考えられることから、広域振興局として、各部等が実施する事業の進捗状況確認が確実に実施されるような仕組みを構築するよう努められたい。

カ 関係機関等で構成する団体との随意契約について

県事務局団体と特命随意契約により業務を委託する場合は、特に事業執行の透明性や相互牽制の確保に配慮する必要があるが、相互牽制を確保する観点から執行体制が適切でない事業があったことから、広域振興局と団体事務局の委託契約担当者を別の職員とするなど、事業実施に当たり相互牽制が確保されるよう執行体制を構築されたい。

キ 成果指標の設定について

今回の監査において、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえない成果指標が見受けられた。

広域振興局は、活動内容以外に成果指標にするものがないと思われる場合にはアウトプット区分が同様の事業で設定している成果指標とするほか、複数の関連する事業がある場合にはそれぞれの事業目標の関連性を整理のうえ、目標に適合した成果指標を設定するなどして、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定に努められたい。

ク 事業書への目標値及び実績値の記載について

今回の監査において、事業終了から期間を経過して実施した監査時点においても事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証や継続の判断が行われていなかった事業が認められたことから、広域振興局は、事業完了後、早期に実績が確定する成果指標を設定する、又は、迅速に実績値の確定がなされる体制を確保する等、実績値を確実に把握し、的確な事業の評価の基に、継続の可否や改善点の検討等ができることとなるよう努めるとともに、やむを得ず実績の確定が間に合わない場合には、成果指標に代わる事業の評価や改善点の検討を事業書に明確に記載するよう努められたい。

地域振興室は、事業の成果を適切に把握でき、早期に実績が確定する成果指標の設定につい

て事業担当者の理解促進に努めるとともに、実績の確定が間に合わない場合の事業書への記載内容について、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

また、上記の事業の中には実績値確定後も報告が行われず、地域振興室における翌年度以降の事業実施等の検討に活用されていなかったものが見受けられたことから、地域振興室において最終的な事業の成果が把握できるよう、実績値確定後の再報告を確実に行われたい。

ケ 事業評価結果の公表等について

全ての広域振興局において、圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表が行われていたが、一部の広域振興局では広域振興局の全体施策と共に公表される中で地域経営推進費に該当する事業の明示がされていなかったことから、地域経営推進費事業の実施による地域の課題への対応状況等の評価を、県民に、より判りやすく伝えることができるよう、報告方法及び公表方法を検討されたい。

コ 事業目標の達成状況について

達成度が低い事業については、事業実施による成果が十分得られているとはいえないことから、事業内容の見直しが必要なものであるか、あるいは成果指標が適切でないことに起因するものであるかなど、その理由を分析し、事業の評価を行われたい。

また、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、達成度が低いままであった成果指標が設定されている事業については、継続して実施したことによる効果が十分発現していないことから、継続事業の採択に当たっては、成果指標の達成度を十分考慮するとともに、達成度により正しく事業の成果を評価・検証し、事業効果の発現が図られるよう、事業成果の早期把握及び適切な成果指標の設定に努められたい。

(2) 市町村事業の適正かつ効果的な執行について

ア 一件限度額の定めについて

一件限度額の定めが如何にかかわらず、一定の金額内で事業が実施されている現状をみると、各広域振興局における事業運営に特段の支障は生じていないが、一件限度額の定めにより事業数、事業規模が一定の影響を受ける場合もあると想定されることから、採択に当たって、各広域振興局への配分予算額や事業要望の動向その他の事情により、予算配分面での制約を新規、又は見直す必要が生じた場合には、事業費実績の分布や既存の一件限度額の定めによる事業費等への影響の状況を考慮して定めることにより、予算配分の円滑化が図られると考えられるので、状況に応じて一件限度額を定めることを検討されたい。

イ 事業の継続について

取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間に相違がみられる状態となっている点については、県事業と同様に、市町村の課題にも単年度では解決が困難なものもあることから、地域経営推進費事業の継続事業の採択に当たっては、各事業の事業成果を適切に評価し、然るべき対応を執った、そういう点では前年度とは異なる新たな事

業として実施する意識が重要であると思われる。

今回の監査において、継続の手續が不適当であったものや、継続とした判断基準が分かりにくい状態となっているものが見受けられたことから、広域振興局は、事業継続の採択に当たっては、客観的な指標に基づいた判断基準の基に評価や事業の効果を高める見直しが行われているかを十分に考慮して決定するよう努められたい。地域振興室は、客観的な指標に基づいた判断基準により評価や見直しが行われるよう、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

ウ 本庁事業等との調整について

事業の採択に当たっての本庁事業等との調整状況の確認を、市町村に対するヒアリング時の確認のみとしている広域振興局が認められたが、採択の判断に当たっては、その調整の内容について具体的に確認することが必要と考えられるので、県事業と同様に、広域振興局の担当部が本庁事業等と調整した結果等を事業書に記載するなど、適切かつ効率的な確認に努められたい。

エ 成果指標の設定について

市町村事業においても、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえない成果指標が見受けられたことから、広域振興局は、アウトプット区分が同様の事業で設定している成果指標を参考にするなどして、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定がなされるよう、成果指標の設定について市町村事業担当者の理解促進に努められたい。

オ 事業の評価について

事業書において、十分な事業の評価が行われていない事業が認められたことから、市町村における事業の評価及び振り返りについての考え方や手法についての理解が十分であるとはいえないので、マニュアルや説明会等による周知に加え、事業完了時の広域振興局による助言等を適切に実施することなどにより、市町村への事業評価手法の一層の理解促進を図るよう努められたい。

カ 事業書への目標値及び実績値の記載について

今回の監査において、事業終了から期間を経過して実施した監査時点においても事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証や継続の判断が行われていなかった事業が認められたことから、広域振興局は、事業の採択において、早期に実績が確定する成果指標が設定されているかどうかを審査するとともに、事業の完了時に、やむを得ず実績の確定が間に合わない場合には、成果指標に代わる事業の評価や改善点の検討が事業書に明確に記載されているか審査することにより、的確な事業の評価の基に、継続の可否や改善点の検討等が行われるよう努められたい。

地域振興室は、事業の成果を適切に把握でき、早期に実績が確定する成果指標の設定や実績

の確定が間に合わない場合の事業書への適切な記載について、市町村事業担当者の理解促進が図られるよう、指導・助言に努められたい。

キ 事業目標の達成状況について

県事業と同様、達成度が低い事業については、事業実施による成果が十分得られているとはいえないことから、事業内容の見直しが必要なものであるか、あるいは成果指標が適切でないことに起因するものであるかなど、その理由の分析や事業の評価が適切に行われるよう、市町村事業担当者の理解促進に努められたい。

また、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、達成度が低いままであった成果指標が設定されている事業については、継続して実施したことによる効果が十分発現していないことから、継続事業の採択に当たっては、成果指標の達成度を十分考慮して審査するとともに、達成度により正しく事業の成果を評価・検証し、事業効果の発現が図られるよう、事業成果の早期把握及び適切な成果指標の設定について、市町村担当者の理解促進に努められたい。

【表 3-1】事業小区別事業実施件数（県事業）

広域振興局	1 ものづくり 産業	2 食産業	3 観光産業	4 地場産業	5 雇用環境の 整備	6 農林水産業	7 地域医療・ 健康づくり	8 子育て・ 福祉	9 防災・ 危機管理	10 環境	11 市町村優先 の行政シス テムの構築	12 NPO等との 協働・地域 コミュニテ ィ対策	13 県際・ 圏域間連携	14 文化・ スポーツ	15 その他	計
盛岡	1	2	2	0	3	9	0	0	0	2	0	1	0	1	1	22
県南	1	2	5	1	0	9	0	0	0	1	0	2	0	2	1	24
沿岸	3	3	8	0	1	14	0	2	1	2	0	0	0	2	5	41
県北	2	2	3	0	1	17	1	2	1	2	0	4	0	2	1	38
計	7	9	18	1	5	49	1	4	2	7	0	7	0	7	8	125

【表 3-2】事業小区別事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	1 ものづくり 産業	2 食産業	3 観光産業	4 地場産業	5 雇用環境の 整備	6 農林水産業	7 地域医療・ 健康づくり	8 子育て・ 福祉	9 防災・ 危機管理	10 環境	11 行政 システムの 構築	12 NPO等との 協働・地域 コミュニテ ィ対策	13 県際・ 圏域間連携	14 その他	計
盛岡	0	1	10	1	1	5	1	2	1	3	0	8	1	6	40
県南	1	0	5	1	0	3	0	0	2	2	0	5	0	3	22
沿岸	2	0	10	4	1	7	1	2	1	1	0	9	0	5	43
県北	0	5	15	0	4	4	0	3	2	0	0	5	0	12	50
計	3	6	40	6	6	19	2	7	6	6	0	27	1	26	155

表 4-1 事業のアウトプット（施策の実施態様）区分別の事業実施件数（県事業）

広域振興局	イベント 開催等	情報発信	会議・ セミナー等開催	地域活動等 支援	専門家派遣	調査・ 実証実験	備品・ 施設管理	その他	計
盛岡	10	2	4	0	2	4	0	0	22
県南	5	5	7	1	4	2	0	0	24
沿岸	17	4	12	1	3	4	0	0	41
県北	17	5	9	1	1	4	0	0	38
計	49	16	32	3	10	14	1	0	125

アウトプット（施策の実施態様）の区分

イベント開催等・・・県がイベントを主催する事業、他組織が開催するイベントに県が参加する事業など

情報発信・・・・・・・・パンフレット作成、動画作成、SNSによる情報発信など

会議・セミナー等開催・公営塾開設、プログラミング講座開催など

地域活動等支援・・・・・・・・地域活動団体への業務委託、物品の支援など

専門家派遣・・・・・・・・管内企業等への商品開発や企業支援の専門家派遣など

調査・実証試験・・・・・・・・環境調査、新農法・新漁法等の試験など

備品・施設整備・・・・・・・・通信機器の設置、屋外遊具の設置など

表 4-2 事業のアウトプット（施策の実施態様）区分別の事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	イベント 開催等	情報発信	会議・ セミナー等開催	地域活動等 支援	専門家派遣	調査・ 実証実験	備品・ 施設管理	その他	計
盛岡	13	3	2	7	3	6	2	4	40
県南	6	3	3	2	0	4	2	2	22
沿岸	22	5	3	1	1	4	5	2	43
県北	24	8	0	4	0	5	5	4	50
計	65	19	8	14	4	19	14	12	155

アウトプット（施策の実施態様）の区分

イベント開催等・・・県がイベントを主催する事業、他組織が開催するイベントに県が参加する事業など

情報発信・・・・・・・・パンフレット作成、動画作成、SNSによる情報発信など

会議・セミナー等開催・公営塾開設、プログラミング講座開催など

地域活動等支援・・・・・・・・地域活動団体への業務委託、物品の支援など

専門家派遣・・・・・・・・管内企業等への商品開発や企業支援の専門家派遣など

調査・実証試験・・・・・・・・環境調査、新農法・新漁法等の試験など

備品・施設整備・・・・・・・・通信機器の設置、屋外遊具の設置など

表5 定期監査等で点検した県事業 (21 事業)

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	令和6年度	圏域のくらしの魅力発信や市町への移住相談の機会を創出し、関係人口や移住希望者の拡大を図る	イベント開催等	・移住相談会開催 ・潜在的なUターン希望者への継続的アプローチ 移住関連情報等の発信	市町の移住相談数(件)	無	(A) 414 (B) 集計中 (C) -	-	-	
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	令和5年度	管内観光の認知度向上及びファンの拡大とともに圏域への観光客入込増加及び地域経済の活性化	情報発信	・管内イベント対応 ・観光情報発信	観光客入込数(延べ人数)(千人)	有	(A) 9,774 (B) 集計中 (C) -	(A) 7,178 (B) 7,306 (C) 101.8%	-	有
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルツーリズム推進事業	令和4年度	圏域におけるサイクリングやサイクルツーリズムをはじめ自転車の利活用に係る機運醸成	情報発信	・サイクルルート試走会開催 ・サイクルルート情報収集・発信	スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数	有	(A) 75,143 (B) 集計中 (C) -	(A) 50,783 (B) 117,232 (C) 230.8%	記載なし	
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	令和6年度	次代の農業を担う新規就農者の継続的な確保及び育成	会議・セミナー等開催	・農業情報の発信 ・就農相談スキル向上研修会の開催 ・全国規模の就農相談会でのPR活動	指標1 新農業人フェア in いわてでの就農相談件数(件) 指標2 就農相談カルテ作成数(件)	無	指標1 (A) 10 (B) 11 (C) 110% 指標2 (A) 50 (B) 53 (C) 106%	-	-	有
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	令和4年度	若手新規就業者の確保・定着を図る	イベント開催等	・安全伐倒競技・交流会の開催 ・アシストスーツの成果周知及び貸出 ・林福連携情報誌の発行	指標1 新規就業者雇用数(人) 〔累計〕 指標2 林福連携によるトライアル雇用者数(人)〔累計〕	無	指標1 (A) 30 (B) 調査中 (C) - 指標2 (A) 5 (B) - (C) -	記載なし	記載なし	
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	令和5年度	岩手県への来訪者の南の玄関口ともいえる県南圏域において、外国人観光客の受入れ環境を整備することにより、持続可能な地域づくりを推進する	情報発信	・モデルコース作成 ・インフルエンサー招聘 ・インバウンド受入状況点検	指標1 タイ語版Facebookフォロワー数(アカウント) 指標2 モデルコース作成数(コース)	有	指標1 (A) 24,560 (B) 25,642 (C) 104% 指標2 (A) 9 (B) 8 (C) 89%	記載なし	-	有
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	令和5年度	ものづくりをはじめとした将来の地域産業を支える人材の育成確保及び地元定着の促進	イベント開催等	・高校生地域企業展示イベント見学支援 ・小中学生対象出前授業	高校生地域企業展示イベント見学支援件数(件)	有	(A) 5 (B) 5 (C) 100%	記載なし	-	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク 活性化事業	令和4年度	企業間連携等を活発化するた め、企業間の情報共有からビジネ スマッチングまでを促進する	専門家派遣	・展示会出展 ・専門家派遣	指標1 仙台圏での商談成立件数 (件) 指標2 専門家による支援実施件 数(企業)	有	指標1 (A) 8 (B) 38 (C) 475% 指標2 (A) 15 (B) 14 (C) 93%	記載なし	記載なし	無
9	県南	農政部一関 農林振興セ ンター	農業人材確保支援モ デル構築事業	令和6年度	新規就農者の安定的な獲得に向 けて、一関市と連携し情報発信体 制の強化を図る	情報発信	・WEB マーケティングによる就農希望者への情 報発信 ・関係機関による戦略検討会議の開催	指標1 新規就農者数 指標2 相談件数	無	指標1 (A) 27 (B) 16 (C) 59.3% 指標2 (A) 45 (B) 28 (C) 62.2%	—	—	有
10	県南	農政部遠野 農林振興セ ンター	畑わさび産地づくり 支援事業	令和5年度	畑わさびの安定した需給体制の 整備 畑わさびの産地形成	会議・セミナー 等開催	・新規参入者に対する圃場見学会等新規生産者 の確保 ・多収性品種の試験栽培 ・出荷先と生産者の意見交換会の開催 ・畑わさびを使用した加工品の開発支援	畑わさびの生産量(トン)	無	(A) 21 (B) 9 (C) 40%	(A) 16 (B) 12 (C) 75%	—	有
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事 業	令和5年度	キャリア教育における地元で働 くことや仕事に対する意識の醸成 を図り、地元定着の促進や将来の Uターン就職につなげる	会議・セミナー 等開催	・企業ガイドブック等による地元企業情報の発 信 ・管内学校の企業見学会等の実施に向けた企業 との調整支援、バスの手配及び費用負担 ・高校生及び高校教員を対象とした企業見学会 等の開催	指標1 キャリア教育支援者数 (人) ※累計 指標2 新規高卒者管内就職率 (%)	無	指標1 (A) 2,500 (B) 3,073 (C) 123% 指標2 ①釜石地区 (A) 65.0 (B) 68.3 (C) 105% ②宮古地区 (A) 50.0 (B) 34.7 (C) 69% ③大船渡地区 (A) 53.0 (B) 44.5 (C) 84%	指標1 (A) 3,634 (B) 3,809 (C) 105% 指標2 ①釜石地区 (A) 55.0 (B) 65.1 (C) 118% ②宮古地区 (A) 50.0 (B) 32.8 (C) 66% ③大船渡地区 (A) 55.0 (B) 50.0 (C) 91%	—	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし 創造事業	令和5年度	三陸地域への郷土愛を持った人材(児童・生徒等)の育成を図るとともに、将来的な地元での就職・進学意欲の向上による転出抑制やUターン意識の醸成につなげる	イベント開催等	・東大海洋研等との連携による三陸鉄道車内での講義、沿線の関連施設見学や漁業体験等の体験型イベントの実施 ・イベント等における「ライフスタイルブック」の配布(作成は令和5年度)	指標1 (R5, R6) イベント参加者数(人) 指標2 (R5) ライフスタイルブックの 作成地域数(地域)	無	指標1 (A) 40 (B) 38 (C) 95%	指標1 (A) 20 (B) 16 (C) 80% 指標2 (A) 1 (B) 1 (C) 100%	—	無
13	沿岸	経営企画部 宮古地域振 興センター	宮古地域食産業振興 事業	令和4年度	小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大開拓 豊かな地域の食資源を活用した商品の認知度向上及び販路開拓	調査・実証実験	・新たな交通ネットワークを活用した物流体制構築・販路開拓事業(実証試験)	指標1 集出荷拠点数(道の駅 等)(拠点) 指標2 新商品開発件数(件)	有	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100% 指標2 (A) 1 (B) 0 (C) 0%	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100%	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100%	無
14	沿岸	保健福祉環 境部	沿岸広域圏環境学習 推進事業	令和4年度	地域の環境活動団体の活動の活性化	地域活動等支 援	・環境学習の委託	環境保全活動委託事業実 施団体数(団体)	有	(A) 8 (B) 8 (C) 100%	(A) 6 (B) 6 (C) 100%	(A) 6 (B) 6 (C) 100%	無
15	沿岸	保健福祉環 境部	沿岸地域人と動物の ふれあい事業	令和6年度	動物愛護思想・適正飼養の普及啓発と動物の命を大切にす取組の推進 犬猫の返還・譲渡率の100%の維持及び引取り数の減少	イベント開催 等	・犬猫譲渡会の開催 ・適正飼養の普及啓発イベントの開催 ・子猫の一時預かりボランティア育成	指標1 犬猫の返還・譲渡率(%) 指標2 収容後死亡または譲渡不 適により殺処分される猫 の頭数(頭) ※指標2は100%未満で 目標が達成される指標	無	指標1 (A) 100 (B) 100 (C) 100% 指標2 (A) 87 (B) 21 (C) 24%	—	—	有
16	沿岸	水産部宮古 水産振興セ ンター	宮古の水産物ブラン ド化推進事業	令和5年度	宮古の水産物の販路開拓・多角化を推進し、ブランドとして認知度を高めることによる、盛岡地域における周年提供・消費される体制の構築	イベント開催 等	・宮古の水産物グルメフェアの開催 ・宮古の水産物のプロモーション活動	指標1 グルメフェアの広域開催 (回) 指標2 フェア参加店舗の取扱品 目(魚種)数(魚種)	有	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 2 (B) 5 (C) 250%	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 1 (B) 1 (C) 100%	—	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
17	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン 促進事業	令和6年度	生活圏域としての県北地域の情報 発信 県北地域の認知度の向上と情報発 信の強化	イベント開催 等	・移住定住イベントへの参加 ・イベントPR資材の作成	指標1 移住定住イベントへの参 加(回) 指標2 イベントによる県北プー スへの来訪者数(人)	有	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 10 (B) 15 (C) 150%	—	—	無
18	県北	経営企画部	北いわての「食・技」 販路拡大促進事業	令和4年度	地域外での販路拡大の促進 販売力向上の支援	イベント開催 等	・県内陸部及び青森県三八地域における物産PR イベントの開催	新規出店者数(累計)(店)	無	(A) 20 (B) 19 (C) 95%	(A) 15 (B) 12 (C) 80%	(A) 10 (B) 7 (C) 70%	無
19	県北	経営企画部 二戸地域振 興センター	北いわて仕事情報発 信事業	令和5年度	県北地域の企業情報等の発信を通 じた若者の地元定着やU・Iター ンの促進	会議・セミナー 等開催	・県庁主催の移住フェアの運営支援等 ・キャリア講座の開催 ・県北地域企業ガイドの作成	指標1 県庁主催の移住フェアに おける就職相談者数(人) 指標2 管内企業と県内学生との 交流会参加者数(人)	無	指標1 (A) 10 (B) 6 (C) 60% 指標2 (A) 20 (B) 100 (C) 500%	指標1 (A) 10 (B) 14 (C) 140% 指標2 (A) 20 (B) 600 (C) 3000%	—	無
20	県北	保健福祉環 境部	北いわて出会い・結婚 応援事業	令和6年度	県北地域を中心とした出会いイベ ントを市町村等関係機関と連携し て開催し、イベントを契機とした i-サポの会員登録者確保を図る	イベント開催 等	・出会いイベントの実施 ・スキルアップセミナーの開催 ・i-サポ新規会員登録者数確保の取組	指標1 久慈地域における「i-サ ポ」入会登録者数(人) 指標2 二戸地域における「i-サ ポ」入会登録者数(人)	無	指標1 (A) 129 (B) 126 (C) 98% 指標2 (A) 133 (B) 143 (C) 108%	—	—	無
21	県北	水産部	県北型新漁法チャレ ンジ事業	令和5年度	県北地域の漁船漁業者によるサワ ラ等の暖水系魚種の漁獲を可能と するため、先進地で行われている 漁法の導入について検討する	調査・実証実験	・新漁法による漁獲試験 ・漁船漁業者を対象とした漁獲試験報告会開催 ・漁船漁業者と流通業者とのマッチング実施	新漁法で操業する漁業者 数	無	(A) 3 (B) 3 (C) 100%	(A) 3 (B) 3 (C) 100%	—	無

表9 定期監査で点検した事業のうち継続運用を行っている事業について、継続運用を認めた理由（県事業）

	広域振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	県外からの移住という管内市町共通課題に継続して取り組む必要があるため。	事業の必要性が継続している
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	令和5年度開始事業であるが、3年間継続して段階を踏んで実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルツーリズム推進事業	3年間継続して段階を踏んで実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	3年間で段階を踏んで管内8市町の就農に関する情報発信を行っていくため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	新規就業者が定着せず、林業の担い手不足が課題であるため。	事業の必要性が継続している
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	新型コロナ5類移行後、インバウンドが著しく増加しており、R5から取り組んできた内容を検証しながら、更なる誘客促進に向けた取組みが必要であるため。	事業の必要性が継続している
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	地域のものづくり産業の振興、DX推進は単年度で効果が出るものではないため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	食クラネットの事務局が県南局に置かれていることに加え、県南地域の食産業振興を推進する上で、複数年にわたる企業間連携の取組に対して継続的な支援が必要であるため。	事業の必要性が継続している
9	県南	農政部一関農林振興センター	農業人材確保支援モデル構築事業	新規就農者の更なる確保に向けては、独立自営就農だけでなく雇用就農希望者向けのPRも必要であること、管内の農業法人等の雇用確保・定着に関するノウハウ習得が必要であるため。	事業の必要性が継続している
10	県南	農政部遠野農林振興センター	畑わさび産地づくり支援事業	わさびは収穫までに3年近くを要する作物であり、新規参入者の確保や、多収性を期待できる苗の現地適応化試験、商品化に向けた取組等を継続して実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事業	地域の産業の基礎が高等学校卒業者となっているので、管内新規高等学校卒業者の管内就職につながることから、継続して実施する必要があるため。	事業の必要性が継続している
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし創造事業	沿岸地区は人口減少率が高く、継続して取り組む必要があるため。 その他に、当該年度の実績等から、事業継続の必要性を総合的に判断したもの。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
13	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	毎年度、段階を踏んで実証試験を実施する必要があったため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
14	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	目標値（上限値）に対してそれを上回る申し込みがあったので、複数年事業を実施しなければ需要を満たすことができなかつたため。	事業の必要性が継続している
15	沿岸	保健福祉環境部	沿岸地域人と動物のふれあい事業	3か年計画で実施する事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
16	沿岸	水産部宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	実需者を対象とした取組を強化し、宮古の水産物が年間を通して提供・消費される体制の構築を促進するため、継続して事業を実施する必要があるため。	事業の必要性が継続している
17	県北	経営企画部	北いわての「食・技」販路拡大促進事業	“事業者からのニーズが多く、売り上げが上がっていたので継続した（事業者からのニーズ：久慈・二戸管内は小規模、零細事業者が多く、本庁で実施する大規模なイベントに参加しづらいこと） これまでの売上額や客数が確認できる資料を提出してもらい成果等をヒアリングした。 また、物産展開催に関する誘客等については、別事業（観光事業）の成果・検証情報等も参考に、事業実施により見込まれる効果を確認した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している

	広域振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
18	県北	経営企画部	北いわて仕事情報発信事業	<p>継続して県北地域の企業情報等の発信を通じて、若者の地元定着やU・Iターンの促進を図るため。</p> <p>ヒアリングでは、各細事業の実績値等を確認するとともに、市町村や関係機関等との役割分担についても伺い、事業の必要性を確認した。</p> <p>なお、県北地域は県内平均を上回るペースで人口減少が進んでおり、2035年までに老年人口が生産年齢人口を上回る推計が出ている。このため、引き続き若者の地元定着やU・Iターンの促進に向けた取組が必要であると判断した。</p> <p>(客観的な指標に基づく検討)</p>	事業の必要性が継続している
19	県北	水産部	県北型新漁法チャレンジ事業	<p>R5に判明した課題の解決、R6にできなかった実証試験を行うため</p> <p>ヒアリングでは、水揚量や金額等を確認できる資料を提出してもらい、県北地域の漁業の現状や事業実施の背景を確認した。</p> <p>また、対象魚種の水揚量が増加していることを確認し、新漁法導入によって見込まれる効果についても整理した。</p> <p>(客観的な指標に基づく検討)</p>	事業の必要性が継続している

表 10 本庁関係室課との調整状況及び内容の確認方法

	広域振興局	実施機関	事業名	本庁関係室課との調整状況	内容の確認方法
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	管内市町を対象とした事業内容であり、本庁事業とは重複しないもの。	実施機関に対してヒアリング時に確認している。
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	本庁関係課実施事業と棲み分けを行っており、取扱項目に重複はない。	
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルツーリズム推進事業	道路環境課で整備予定の長距離ルートと、当局が設定予定の地域ルートの双方を整備することで相乗効果が得られるもの。	
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	全国規模の就農相談会への出展料を支援する県事業があることから、東京開催の相談会への出展料については、県事業を活用予定。 その他の取組については、重複なし。	
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	林福連携については振興局の独自取組であるため。	
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	目的は地域の受入れ環境の整備であり、より域内の市町、観光事業者との連携に取り組んでいる県南広域振興局で取り組むことが適当であるため。	本庁担当課に電話により確認している。
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	本庁では製造業に限定した出前授業の実施支援を行っている。県南広域振興局では製造業以外を含めた出前授業を行う。	本庁担当課が主催する担当者会議などで、それぞれの役割や支援する対象者などに重複がないかなどについて確認している。
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	本庁担当課も専門家派遣を行っているが、本事業は管内企業の課題解決のため、本庁事業にはない衛生管理、ふるさと納税等のテーマでの派遣を回数制限なく実施している。	本庁担当課に電話または対面で聞き取りを行い、確認している。
9	県南	農政部一関農林振興センター	農業人材確保支援モデル構築事業	本庁では地域に着目した同様の事業は実施していない。	本庁関係課に電話により確認している。
10	県南	農政部遠野農林振興センター	畑わさび産地づくり支援事業	本庁の特用林産関係事業（国庫補助等）は、しいたけ関係が対象であり、畑わさびは対象外であるため重複なし。	本庁関係課に電話により確認している。
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事業	沿岸地域のキャリア教育・就業支援に重点を置いており、本庁事業は全県的な事業であることから重複しない。	実施機関に対してヒアリング時に確認している。
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし創造事業	本庁と広域振興局とで調整のうえ、それぞれ異なる内容のイベントを開催している。	
13	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	本庁では全県的なイベント開催や商品開発・販路開拓に取り組んでおり、本事業では物流コストの低減化等を通じて関係機関と連携しながら地域の事業者と密接な支援を図ることとしていることから重複しない。	
14	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	沿岸局管内の子供を対象とした環境学習活動を募集する事業及び沿岸広域圏を地理的にも資源的（自然公園、ジオパークなど）にも幅広く扱うことのできる事業は他になく、重複しない。	
15	沿岸	保健福祉環境部	沿岸地域人と動物のふれあい事業	本庁では事業内容に対応した事業は実施しておらず、地域の実情に合わせて振興局独自で事業を実施するよう指示があったもの。	
16	沿岸	水産部宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	本庁事業では特定産地の水産物に係る取組はないため重複しない。	
17	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン促進事業	本庁では県全域のPRを実施し、県北広域振興局は県北に特化したPRを実施するため重複しない。	本庁関係室課との調整を行ったうえで申請することがルールであることから、調整の有無についてのみ、実施機関に対してヒアリング時に確認している。
18	県北	経営企画部	北いわての「食・技」販路拡大促進事業	本庁は県外や国外への販路拡大、県北広域振興局では県内の販路拡大を支援するため重複しない。	
19	県北	経営企画部二戸地域振興センター	北いわて仕事情報発信事業	本庁担当課（定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室）と連携して実施している。	
20	県北	保健福祉環境部	北いわて出会い・結婚応援事業	本庁事業は、参加対象者に地域制限を設けておらず、県北地域に特化した地域経営推進費とは異なることから重複しない。	
21	県北	水産部	県北型新漁法チャレンジ事業	本庁及び沿岸広域振興局では同様の事業がないことから重複しない。	

表 14 広域振興局が事務局を担っている団体との特命随意契約事例

	広域振興局	公所名	事業名	団体名	事業内容	県が直接事業を実施せず、協議会を通して実施している理由	随意契約理由	担当者
1	沿岸	農林部 宮古農林振興センター	宮古・下閉伊「食材キングダム」ブランディング事業	宮古地方農林水産業振興協議会	宮古管内のホテル・飲食店等が、高校生が考案したメニューを提供するフェアを開催し、宮古地域の「一押し食材」のPRを図る。 ・メニューを考案する高校生の募集及び宮古管内のホテル・飲食店等とのマッチング ・産地見学会、メニュー開発 ・「一押し食材」フェア ・消費者へのPR	本事業の実施に当たっては、農業、林業、水産業の各分野の関係団体や農林漁家等に対し、産地見学や食材の手配等の多岐にわたる連絡・調整等が必要であり、県の各担当機関の間での経費配分・調整等を行いながら効率的に実施することが困難であるため。	宮古地方の農林水産業の発展に向けた事業の実施等を目的に、管内の農林水産業関係の機関・団体を構成員として設立された唯一の組織	地域経営推進費事業担当者と 団体担当者が同一の職員
2	沿岸	農林部 大船渡農林振興センター	緑をつなぐ森林レクリエーション事業	気仙地域林業振興協議会	森林・林業教育事業の実施 ・県民に森林・林業に親しむ機会を提供することで、森林・林業に対する関心を高めることを目的に、大窪山森林公園を活用した森林環境教育・自然体験イベントを開催する。	事業の目的である「森林環境教育・自然体験イベント開催による全国植樹祭（令和5年度、陸前高田市）のレガシーの継続や地域の豊かな森林資源を次世代に伝える」ためには、県だけでなく関係する市町や林業関係企業・団体、国、教育関係者等からの助言や協力が不可欠であるため。	大船渡市、陸前高田市及び住田町を一円とする地域の林業振興の効率的な推進を図るために、地域の林業、木材産業及び行政等の関係団体で構成された協議会であり、林業振興施策の推進等に取り組んでいる地域で唯一の団体	地域経営推進費事業担当者と 団体担当者は別の職員

表 15 成果指標の設定について疑義がある事業

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	管内観光の認知度向上及びファンの拡大とともに圏域への観光客入込増加及び地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 管内イベント対応 観光情報発信 	情報発信	成果指標 観光客入込数（延べ人数）（千人） 目標値 9,774 実績値 集計中	事業内容（管内イベント対応等）による成果指標（管内全体の入込数）への影響度が小さいと史料され、事業による成果発現の測定が難しいのではないか。
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルーツリズム推進事業	圏域におけるサイクリングやサイクルーツリズムをはじめ自転車の利活用に係る機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> サイクルルート試走会開催 サイクルルート情報収集・発信 	情報発信	成果指標 スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数（人） 目標値 75,143 実績値 集計中	事業内容（サイクルルート試走会）による成果指標（管内全体のスポーツ大会等の参加者数）への影響度が小さいと史料され、事業による成果発現の測定が難しいのではないか。
3	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	岩手県への来訪者の南の玄関口ともいえる県南圏域において、外国人観光客の受入れ環境を整備することにより、持続可能な地域づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> モデルコース作成 インフルエンサー招聘 インバウンド受入状況点検 	情報発信	成果指標 1 タイ語版 Facebook フォロワー数（アカウント） 目標値 24,560 実績値 25,642 成果指標 2 モデルコース作成数（コース） 目標値 9 実績値 8	②の「モデルコース作成」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
4	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	ものづくりをはじめとした将来の地域産業を支える人材の育成確保及び地元定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> 高校生地域企業展示イベント見学支援 小中学生対象出前授業 	イベント開催等	成果指標 高校生地域企業展示イベント見学支援件数（件） 目標値 5 実績値 5	「イベント見学支援」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
5	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	企業間連携等を活発化するため、企業間の情報共有からビジネスマッチングまでを促進する	<ul style="list-style-type: none"> 展示会出展 専門家派遣 	専門家派遣	成果指標 1 仙台圏での商談成立件数（件） 目標値 8 実績値 38 成果指標 2 専門家による支援実施件数（企業） 目標値 15 実績値 14	②の「専門家による支援」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
6	沿岸	経営企画部 宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大開拓 ・豊かな地域の食資源を活用した商品の認知度向上及び販路開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通ネットワークを活用した物流体制構築・販路開拓事業(実証試験) 	調査・実証実験	成果指標1 集出荷拠点数(道の駅等)(箇所) 目標値 6 実績値 6 成果指標2 新商品開発件数(件) 目標値 1 実績値 0	①の「集出荷拠点数(道の駅等)」について、集荷方法を集出荷拠点に持ち込む方式から運送業者が直接事業者を訪問して集荷を行うこととしたのにも関わらず、成果指標を前年度と同様の「集出荷拠点数」としている。 事業内容の変更と併せて成果指標が変更されておらず、事業内容と成果指標との整合が取れていない。
7	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	地域の環境活動団体の活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の委託 	地域活動等支援	成果指標 環境保全活動委託事業実施団体数(団体) 令和6年度目標 8 令和6年度実績 8	「環境保全活動の委託」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか(活動内容指標ではないか)。
8	沿岸	水産部 宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	宮古の水産物の販路開拓・多角化を推進し、ブランドとして認知度を高めることによる、盛岡地域における周年提供・消費される体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古の水産物グルメフェアの開催 ・宮古の水産物のプロモーション活動 	イベント開催等	成果指標1 グルメフェアの広域開催(回) 令和6年度目標 1 令和6年度実績 1 成果指標2 フェア参加店舗の取扱品目(魚種)数(魚種) 令和6年度目標 2 令和6年度実績 5	「グルメフェアの開催」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか(活動内容指標ではないか)。
9	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏域としての県北地域の情報発信 ・県北地域の認知度の向上と情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住イベントへの参加 ・イベントPR資材の作成 	イベント開催等	成果指標1 移住定住イベントへの参加(回) 令和6年度目標 1 令和6年度実績 1 成果指標2 イベントによる県北ブースへの来訪者数(人) 令和6年度目標 10 令和6年度実績 15	①の「移住定住イベントへの参加」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか(活動内容指標ではないか)。

表 16 成果指標の実績値が記載されていない事業（県事業）

	広域振興局	公所名	事業名	成果指標	実績値の状況 (令和7年8月時点)	令和7年度の継続
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信・フォローアップ事業	市町の移住相談件数	集計中	なし
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	観光客入込数（延べ人数）(千人)	集計中	あり
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域元気まるごと発信事業	観光入込客数	R7.10月以降確定	あり
4	盛岡	経営企画部	盛岡局管内小規模自治体支援事業（食・観光）	①観光客入込数（延べ人数）(千人) ②物産フェアの売上	①は集計中 ②は確定	なし
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	新規就業者雇用数（人）[累計]	調査中	なし
6	盛岡	林務部	県産木材利用拡大支援事業	県産材製材量（一次加工量）	集計中	なし
7	盛岡	林務部	もりおか原木しいたけ産地再生対策事業	生しいたけ単位取量（ほだ木1m3当り生産量）	集計中	あり
8	県南	経営企画部	世界遺産平泉を核とした観光推進事業	①平泉町、一関市及び奥州市の観光入込客数（延べ人数 単位：万人回） ②ケロ平のX（旧：Twitter）フォロワー数	①は集計中 ②は確定	あり
9	県南	経営企画部	地域の魅力発信事業	県南圏域の観光入込客数（延べ人数：万人回）	集計中	あり
10	県南	経営企画部	地域資源を生かしたスポーツによる連携推進事業	①スポーツ実施率(%) ②スポーツ施設入場者数	①、②とも集計中	あり
11	県南	経営企画部	地域資源を活用した誘客促進事業	県南圏域の観光入込客数（延べ人数：万人回）	集計中	あり
12	県南	農政部	企業的農業経営等発展支援事業	①企業的経営体の育成数 ②認定新規就農者数	①、②とも集計中	なし
13	県南	農政部一関農林振興センター	県南地域園芸産地力強化支援事業	①環境制御技術導入経営体数（経営体：累計） ②重点園芸品目の系統園芸販売額（百万円/年）	①、②とも集計中	なし
14	沿岸	経営企画部	広域観光推進事業	県内観光入込客数に占める沿岸の割合（%）	調査中（7月頃）	なし
15	沿岸	経営企画部	クルーズ船広域周遊促進事業	①クルーズ船寄港時ツアー立寄先（単位：箇所） ②三陸地域観光消費額（単位：億円）	①は確定 ②は集計中	なし
16	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	みちのく潮風トレイル・三陸ジオパーク活用インバウンド推進事業	①外国人観光客数（宮古管内市町村）(千人) ②FAM ツアー外国人招聘者数（人）	①は調査中 ②は確定	なし
17	沿岸	経営企画部大船渡地域振興センター	気仙地区交流人口拡大事業	沿岸市町村別観光入込客数に占める気仙3市町の割合（%）	集計中	なし
18	沿岸	農政部宮古農林振興センター林務室	いわて三陸原木しいたけ元気な産地づくり事業	原木しいたけの産地直売施設販売数量（kg）	調査中	あり
19	沿岸	農林部大船渡農林振興センター	緑をつなぐ森林レクリエーション事業	①事業参加者数 ②公園施設利用者数	①は確定 ②は集計中	なし
20	沿岸	沿岸広域振興局水産部	いわて三陸水産販路多角化事業	診断実施先のECサイトが売上向上した企業数割合	R7に調査予定	なし
21	県北	県北広域振興局二戸農林振興センター林務室	浄法寺漆資源確保支援事業	漆苗木出荷本数（千本）	R7.7月頃確定	あり

表 18 令和 6 年度の成果指標別達成度（指標の数）

広域振興局	100%以上 (A)	50%以上 100%未満 (B)	50%未満 (C)	(C)のうち 令和 6 年度 完了事業 (D)	記載なし (E)	計 (A)+(B)+(C)+(E)
盛岡	17 (53.1%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (28.1%)	32
県南	17 (43.6%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)	1 (2.6%)	10 (25.6%)	39
沿岸	36 (58.1%)	11 (17.7%)	7 (11.3%)	4 (6.5%)	8 (12.9%)	62
県北	29 (56.9%)	15 (29.4%)	6 (11.8%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	51
計	99 (53.8%)	40 (21.7%)	17 (9.2%)	6 (3.3%)	28 (15.2%)	184

表 19 成果指標達成度の推移（県事業）

広域振興局	令和6年度において達成度が100%以上の事業			令和6年度において達成度が100%未満の事業						計 (C)+(G)
	開始年度に達成度が100%以上であった指標(A)	継続により令和6年度に達成度が100%以上となった指標(B)	小計 (C)	達成度が上昇している指標(D)	達成度が変動していない指標(E)	達成度が下落した指標(F)	小計 (G)	(G)のうち令和6年度の達成度が50%未満の指標(H)	(H)のうち令和6年度で完了する事業の指標(I)	
盛岡	6 (54.5%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	4 (36.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 1
県南	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3
沿岸	1 1 (45.8%)	5 (20.8%)	1 6 (66.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	6 (25.0%)	8 (33.3%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	2 4
県北	8 (34.8%)	3 (13.0%)	1 1 (47.8%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	9 (50.0%)	1 2 (66.7%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	2 3
計	2 6 (42.6%)	9 (14.8%)	3 5 (57.4%)	6 (9.8%)	1 (1.6%)	1 9 (31.1%)	2 6 (42.6%)	8 (13.1%)	3 (4.9%)	6 1

※ 184 指標のうち、継続中の前年度の達成度の推移が把握できる 61 指標について確認したもの

表 20 定期監査等で点検した市町村事業（20 事業）

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値 (A) 実績値 (B) 達成度 (C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	令和5年度	・自然環境の現状及び、生物全般を網羅的に把握し生息生物相のリストを作成すること ・市民が身近な動植物について関心を高める環境学習の機会とし、環境保全意識を啓発すること	調査・実証実験	・生物相現地調査、文献調査、市民参加調査による盛岡市域の自然環境調査	指標 1 調査エリア進捗率 (%) 指標 2 環境学習参加者数 (人)	有	指標 1 (A) 66% (B) 66% (C) 100% 指標 2 (A) 500 (B) 700 (C) 140%	有	目標達成している	無
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	令和4年度	町公営塾「ゆはず未来塾」を開設し、県立沼宮内高等学校の生徒の学力向上を図り、町の未来を担う人材を育成することで同校と町の魅力向上に繋げていくこと	会議・セミナー等開催	・公営塾の業務委託	指標 1 4年制大学・短期大学進学者数 (人) 指標 2 公営塾受講者数 (人)	有	指標 1 (A) 8 (B) 6 (C) 75% 指標 2 (A) 14 (B) 14 (C) 100%	無	無	無
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	令和6年度	町内飲食店の魅力向上及び収益力向上を図るとともに、まちなかエリアの賑わい創出及び活性化を図ること	専門家派遣	・料理の魅力向上に向けた調理技術指導 ・メニューの魅力向上に向けたレシピ開発 ・店舗の魅力向上に向けたコーディネート ・「くずまき鍋」提供6店舗技術指導及びイベントアドバイス	指導店舗数 (店)	有	(A) 3 (B) 8 (C) 267%	有	目標達成している	無
4	盛岡	八幡平市	特産品開発・販売促進事業	令和6年度	若年層の観光需要を喚起し、八幡平市への誘客の促進を図る	情報発信	・市の特産品と Vtuber とのコラボ商品の開発 ・開発商品及び市の PR を目的とした Vtuber とのコラボ漫画の配信	指標 1 事業期間（特産品販売期間2月）における道の駅にしねの利用者数 (人) 指標 2 イベント開催期間（1か月あたり）のイベントサイトを通じたふるさと納税件数 (件)	無	指標 1 (A) 15,000 (B) 14,839 (C) 99% 指標 2 (A) 130 (B) 28 (C) 22%	無	無	無
5	盛岡	滝沢市	クアオルト推進事業	令和6年度	・健康寿命の延伸 ・生きがいづくりと地域のにぎわいづくり	イベント開催等	・(仮称) 鞍掛・相の沢コースの認定式典及び体験会並びにクアオルト健康ウォーキングの定期的な実施 ・健康づくりの基本である「運動」「栄養」「休養」を組み合わせたプログラムの実施	クアオルト健康ウォーキング参加者延べ人数 (人)	無	(A) 300 (B) 236 (C) 79%	有	有	有

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
6	県南	西和賀町	地域公共交通活性化 推進事業(AIオンデ マンド交通構築事業)	令和6年度	・移動困難者の外出促進及び心身の 健康増進 ・持続可能な運行体制の確保 ・JR北上線の利用促進 ・社会減対策	調査・実証実験	・AIオンデマンド交通の構築	AIオンデマンド交通の 利用者数(おでかけ2便 目・1~3月)(人)	無	(A) 226 (B) 140 (C) 62%	無	有	有
7	県南	平泉町	デジタル人材育成に よる地域活性化事業	令和5年度	「町に定着して活躍するデジタル 人材」の育成に取り組み、平泉町内 や岩手県南圏域で活躍する人材を創 出していくことで地域活性化と持続 可能なまちづくりにつなげること	会議・セミナー 等開催	・一般向けプログラミング講座の開催 ・子ども向けプログラミング教室の開催 ・志業シェアハウス運営	指標1 講座修了生の地域企業へ の就職及び町内での起業 者数(累計)(人) 指標2 講座修了生の町内への移 住者数(累計)(人)	無	指標1 (A) 2 (B) 4 (C) 200% 指標2 (A) 5 (B) 4 (C) 80%	有	無	有
8	県南	花巻市	観光客受入環境整備 事業	令和6年度	観光スポットへのフリーWi-Fiの 設置により、観光客による観光情報 の発信を促し、誘客を促進すること	備品・施設整備	・観光案内所、観光スポットへの屋外Wi-Fi設置	Wi-Fi利用者(人)	無	(A) 160,000 (B) 1,267 (C) 1%	無	有	有
9	県南	一関市	TGC teen ICHINOSEKI 2024 推進委員会負担 金	令和6年度	女性や若者に感動体験を味わえる 機会を提供し、シビックプライド醸 成を図るとともに、一関市のファン 獲得につなげること	イベント開催 等	・「TGC teen ICHINOSEKI FES 2024」の開催	屋外イベントの来場者数 (人)	無	(A) 11,000 (B) 12,000 (C) 109%	有	目標達成し ている	無
10	県南	遠野市	野生鳥獣被害対策事 業	令和6年度	捕獲個体の処理負担軽減を図る対 策・支援を新たに実施し、国や県等 と連携しながら各種目標の達成と、 農村地域の活性化を目指すこと	地域活動等支 援	・有害捕獲鳥獣埋設管の設置 ・ジビエ事業支援補助金の交付	指標1 減容処理頭数 [頭] 指標2 ジビエ利活用個体数 [頭]	無	指標1 (A) 500 (B) 94 (C) 18% 指標2 (A) 292 (B) 391 (C) 115%	有	有	無
11	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具 整備事業	令和6年度	「道の駅たのはた思惟の風」を子 育て世代の交流拠点として機能強化 すること	備品・施設整備	・「道の駅たのはた思惟の風」へのインクルーシブ遊具 の整備	遊具使用者数(年)	無	(A) 900 (B) 記載なし (C) -	無	実績値記載 なし	無

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
12	沿岸	宮古市	海産物地域ブランド 化販売促進事業	令和6年度	「宮古真鱈まつり」及び「宮古トラウトサーモンまつり」の開催により宮古市の真鱈及びトラウトサーモンの知名度向上を図ること	イベント開催 等	・宮古真鱈まつり実行委員会が主催する「宮古真鱈まつり」、宮古トラウトサーモンまつり実行委員会が主催する「宮古トラウトサーモンまつり」に対し、事業費の補助を行う	指標1 宮古真鱈まつり来場者数 (人) 指標2 宮古トラウトサーモンまつり来場者数(人)	無	指標1 (A) 5,000 (B) 4,000 (C) 80% 指標2 (A) 3,000 (B) 4,500 (C) 150%	有	有	無
13	沿岸	釜石市	グローバル人材育成 事業	令和 4年度	中学生海外体験学習事業や日常英会話講座等への参加を通じて、当市の国際化に貢献できる人材の育成及びグローバル人材の育成を図る	イベント開催 等	・中学生海外体験学習事業の実施 ・中学生海外体験学習事業OB/OG会の開催 ・日常英会話講座の開催	中学生海外体験学習事業 OB/OG会参加者数(人)	無	(A) 65 (B) 69 (C) 106%	無	目標達成し ている	無
14	沿岸	大船渡市	三陸ジオパーク拠点 施設機能強化事業	令和6年度	大船渡市立博物館のジオパークの観点での展示拡充及びジオパークの拠点としての機能強化	備品・施設整備	・大船渡市立博物館の常設展示改修	教育普及事業への参加者 数(人)	無	(A) 1,050 (B) 1,029 (C) 98%	有	無	無
15	沿岸	大槌町	アニメイベント運営 業務事業	令和6年度	大槌町内でのアニメイベント開催及び台湾のアニメイベントへの出展により手県内や大槌町内への台湾旅行者の誘客を図ること	イベント開催 等	・大槌町内でのアニメイベント開催 ・台湾でのアニメイベントへブースを出展	イベント参加者(人)	無	(A) 6,000 (B) 5,478 (C) 91.3%	無	無	無
16	県北	普代村	「誇れる地域資源を 生かした産業・文化・ 防災」総合情報発信事 業	令和4年度	・村の「誇れる地域資源」を情報発信すること ・災害時の情報収集手段として最も効果の高い「ラジオ」活用の推進と防災意識の高揚を図ること	情報発信	・「水産業、伝統文化、普代水門と津波伝承絵本」等を活用した震災学習への県内小中学及び団体受入 ・「村の情報発信番組」の制作・放送 ・ラジオ番組と連携したFacebookページの作成・管理	指標1 震災学習受入団体数(団 体) 指標2 ラジオリスナーメッセー ジ数(件)	無	指標1 (A) 6 (B) 12 (C) 200% 指標2 (A) 350 (B) 298 (C) 85%	無	無	無
17	県北	野田村	震災学習モデルコー ス造成事業	令和5年度	震災学習・復興教育のモデルコースを造成し、教育旅行の誘致を図る	情報発信	・震災学習モデルコースの案内ガイド育成 ・FAM及びイベント等の実施による販路開拓 ・プロモーション素材制作と情報発信	モニターツアー実施件数 (件)	有	(A) 5 (B) 5 (C) 100%	無	目標達成し ている	無

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
18	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町 PR 事業	令和6年度	洋野町産の水産物の PR や担い手 対策等、水産業振興や地域の活性化 に資する取組を行う	イベント開催 等	・水産物販売イベントの開催 ・南部もぐりの里 PR イベントの開催	イベント実施・参加回数 (回)	有	(A) 2 (B) 2 (C) 100%	有	目標達成し ている	無
19	県北	軽米町	レンタサイクル導入 事業	令和5年度	観光客、町民の移動手段を増やす ことにより、貴重な滞在時間を有効 に使い、町の魅力を堪能出来るよう、 町内及び中心部の移動手段の充実を 図る	備品・施設整備	・バイクシェアシステム付き電動アシスト自転車の導 入(リース契約)	指標1 電動アシスト自転車利用 者数(町外)(人) 指標2 電動アシスト自転車利用 者数(町内)(人)	無	指標1 (A) 60 (B) 355 (C) 592% 指標2 (A) 10 (B) 36 (C) 360%	有	目標達成し ている	有
20	県北	二戸市	二戸市産業活性化促 進事業	令和5年度	産業まつりを開催し、二戸市の産 業を市民に広く周知するとともに、 市内の経済活性化へとつなげること	イベント開催 等	・物販ブースの設置 ・飲食ブースの設置 ・オープンファクトリーin への ・ステージイベントの開催	指標1 来場者数(人) 指標2 出店者売上金額(千円)	無	指標1 (A) 5,500 (B) 8,000 (C) 145% 指標2 (A) 4,000 (B) 4,047 (C) 101%	有	目標達成し ている	有

表 23 定期監査で点検した事業のうち継続運用を行っている事業について、継続運用を認めた理由（市町村事業）

	広域 振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	3か年でエリアを分けて調査を行う事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	学習指導という性質上、継続して指導を行う必要がある事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	段階を踏んで事業を実施する必要があるため。(R6 メニュー向上等の取組 R7 誘客拡大に向けた事業)	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
4	盛岡	滝沢市	クアオルト推進事業	段階を踏んで実施する必要があるため。(R6 ウォーキングコースの整備及び認定、ガイドマップ作成等 R7 参加者増の取組)	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
5	県南	平泉町	デジタル人材育成による地域活性化事業	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
6	県南	一関市	TGC teen ICHINOSEKI 2024 推進委員会負担金	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
7	県南	遠野市	野生鳥獣被害対策事業	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
8	沿岸	宮古市	海産物地域ブランド化販売促進事業	宮古の特産品の真鱈と宮古トラウトサーモンの更なる知名度向上と販路開拓・消費拡大に大きく貢献する事業として期待できるため。 局の重要課題「水産業の振興」に対応する事業であり、特産品の PR 及び消費に大きく貢献する事業であると判断したため。	事業の必要性が継続している
9	沿岸	大船渡市	三陸ジオパーク拠点施設機能強化事業	再認定を契機に高まるジオパークの機運に乗じた事業であり、三陸ジオパークに関する展示を補強することで、さらなる効果が期待できる上、展示内容は津波災害の発生メカニズムの解説等であり、防災意識の向上に資するため。 既存の展示と合わせて三陸ジオパークの紹介ができ、拠点施設としての機能を十分に発揮できると判断したため。	事業の必要性が継続している
10	県北	普代村	「誇れる地域資源を生かした産業・文化・防災」総合情報発信事業	普代村から継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたため。 本事業は震災伝承や防災意識の高揚につながる取組であり、震災学習団体受入数やラジオのリスナーメッセージ数などのヒアリング結果を踏まえ、事業の継続が必要であると判断した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
11	県北	野田村	震災学習モデルコース造成事業	野田村から震災の伝承を継続して取り組んでいく必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたもの 震災学習の受入人数等についてヒアリングを行うとともに、今後の事業の見通し等について確認を行った。 本事業は震災伝承だけでなく、観光や交流にもつながる取組であることから、事業の継続が必要と判断した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
12	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町 PR 事業	洋野町から継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたもの。 本事業は水産業振興や担い手確保、地域活性化につながる取組であることから、ヒアリング結果も踏まえ、事業の継続が必要と判断した。	事業の必要性が継続している

	広域 振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
13	県北	軽米町	レンタサイクル導入事業	<p>二戸中心部から軽米町までの観光地への交通手段が脆弱でタクシーでの移動ぐらいしかないことから、令和5年度に行ったレンタサイクル事業では継続運用の声があり、観光地への移動手段を充実させるため。</p> <p>R5年度の実績や次年度の改善点についてヒアリングを行うとともに、利用者アンケートの結果を確認し、レンタサイクルのニーズも把握した。これらの情報を踏まえ、事業の継続性について整理した。(客観的な指標に基づく確認)</p>	事業の必要性が継続している
14	県北	二戸市	二戸市産業活性化促進事業	<p>二戸市から3年間継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたため。</p> <p>売上額、客数や出展者数等についてヒアリングを行うとともに、次年度に向けた改善点も確認した。</p> <p>本事業は、地域の食産業や製造業を二戸市内外に広くPRし、経済の活性化や雇用創出につなげる取組であることから、事業の継続が必要であると判断した。(客観的な指標に基づく確認)</p>	事業の必要性が継続している

表 28 取得財産等管理台帳が提出された事業一覧（市町村事業）

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	取得財産	取得額
1	県南	一関市	テレビ共同受信施設改修等事業 (川崎東部テレビ共同受信施設組合)	テレビ難視聴対策に係る共同受信施設の維持管理費、施設改修等の負担を軽減し、情報格差の是正を図る。	光送信機	542,620 円
2	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具整備事業	幼児用の遊具整備により、子供が遊ぶ環境を整え、子育て環境整備の一助とする。	遊具	2,645,500 円
3	沿岸	岩泉町	小本津波防災センター屋上改修工事	「岩泉町津波防災地域づくり推進計画」に基づく津波避難ビルの避難環境整備	屋外非常階段手すり設置	640,000 円
					非常灯設置	1,300,000 円
					配線カバー設置	755,000 円
4	沿岸	山田町	バス停環境整備事業	バスシェルターを設置することによりバス利用者の利便性向上と、バス未利用者の利用促進を図る	バスシェルター	3,278,000 円
5	県北	野田村	十府ヶ浦公園遊具整備事業	これまででない種類の遊具を増設することで既存の遊具の設置効果を促進するとともに、親子、兄弟でふれあう環境を提供する	ボールトランポリン	24,109,948 円
					砂場	898,713 円

表 29 成果指標の設定について疑義がある事業（市町村事業）

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	各種計画の策定に向けた基礎資料として、自然環境の現状及び、生物全般を網羅的に把握し生息生物相のリストを作成すること	・盛岡市域の自然環境調査 ・市民参加調査の実施	調査・実証実験	成果指標1 調査エリア進捗率（%） 目標値 66 実績値 66 成果指標2 環境学習参加者数（人） 目標値 500 実績値 700	①の「調査エリア進捗率」は「自然環境調査」が事業内容であることから、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	県立沼宮内高等学校の生徒の学力向上を図り、町の未来を担う人材を育成することで同校と町の魅力向上に繋げること。	・岩手県立沼宮内高等学校における岩手町公営塾の運営	会議・セミナー等開催	成果指標1 4年制大学・短期大学進学者数（学校全体）（人） 目標値 8 実績値 6 成果指標2 公営塾受講者数（人） 目標値 14 実績値 14	①の「4年制大学・短期大学進学者数」は、公営塾の塾生の内数ではなく沼宮内高等学校全体の進学者数であることから、事業内容と指標の整合性を欠くのではないか。
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	「フードツーリズム」受け入れ態勢の構築を目指し、町内の飲食店等における誘客拡大に向けた取組みを支援すること。	・葛巻町特産品「くずまき鍋」提供店舗に対する調理技術及び店舗魅力向上のための指導	専門家派遣	成果指標 指導店舗数（店舗） 目標値 3 実績値 8	「店舗に対する指導」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
4	県北	野田村	震災学習モデルコース造成事業	震災学習・復興教育のモデルコースを造成し、小・中・高等学校を主なターゲットに教育旅行の誘致を目指すこと。	・震災学習モデルコースの案内ガイド育成 ・震災学習モニターツアーの実施	情報発信	成果指標 モニターツアー実施件数（件） 目標値 5 実績値 5	「モニターツアーの実施」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
5	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町PR事業	ウニやホヤをはじめとする町の水産物のさらなるPRや種市高校海洋開発科との連携による担い手対策など、本町の水産業振興や地域の活性化を図ること。	・県外での水産物販売イベント、南部もぐりの里PRイベントの実施	イベント開催等	成果指標 イベント実施・参加回数（回） 令和6年度目標 2 令和6年度実績 2	「イベントの実施・参加」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。

表 30 成果指標の実績値が記載されていない事業（市町村事業）

	広域振興局	公所名	事業名	成果指標	実績値の状況 (令和7年8月時点)	令和7年度の継続
1	沿岸	山田町	バス停環境整備事業	町内循環バス利用者数(人) やまだコミュニティバス利用者数(人)	記載なし	なし
2	沿岸	岩泉町	日本短角種放牧頭数維持支援事業	日本短角種繁殖雌牛飼養頭数	記載なし	あり
3	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具整備事業	遊具使用者数(年)	記載なし	なし

表 31 令和6年度の成果指標別達成度（指標の数）

広域振興局	100%以上 (A)	50%以上 100%未満 (B)	50%未満 (C)	(C)のうち 令和6年度 完了事業 (D)	記載なし (E)	計 (A)+(B)+(C)+(E)
盛岡	3 6 (60.0%)	1 7 (28.3%)	6 (10.0%)	4 (6.7%)	2 (3.3%)	6 1
県南	2 3 (63.8%)	7 (19.4%)	6 (16.7%)	5 (13.8%)	0 (0.0%)	3 6
沿岸	3 5 (55.5%)	1 6 (25.3%)	8 (12.7%)	3 (4.8%)	4 (6.3%)	6 3
県北	4 4 (58.6%)	2 7 (36.0%)	4 (5.3%)	2 (2.7%)	0 (0.0%)	7 5
計	1 3 8 (58.7%)	6 7 (28.6%)	2 4 (10.2%)	1 4 (5.9%)	6 (2.6%)	2 3 5

表 32 成果指標達成度の推移（市町村事業）

広域振興局	令和6年度において達成度が100%以上の事業			令和6年度において達成度が100%未満の事業						計 (C)+(G)
	開始年度に達成度が100%以上であった指標(A)	継続により令和6年度に達成度が100%以上となった指標(B)	小計 (C)	達成度が上昇している指標(D)	達成度が変動していない指標(E)	達成度が下落した指標(F)	小計 (G)	(G)のうち令和6年度の達成度が50%未満の指標(H)	(H)のうち令和6年度で完了する事業の指標(I)	
盛岡	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1
県南	6 (60.0%)	2 (20.0%)	8 (80.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10
沿岸	5 (50.0%)	3 (30.0%)	8 (80.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	10
県北	10 (37.0%)	2 (7.4%)	12 (44.4%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	14 (60.9%)	15 (65.2%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	27
計	22 (45.8%)	7 (14.6%)	29 (60.4%)	4 (8.3%)	1 (2.1%)	14 (29.2%)	19 (39.6%)	3 (6.3%)	2 (4.2%)	48

※ 235 指標のうち、継続中の前年度の達成度の推移が把握できる48指標について確認したもの

【参考資料】

1 地域経営推進費交付要綱（一部改正 令和6年3月22日 ふるさと振興部長決裁）（抜粋）

（事業遂行状況の報告）

第6 公共的団体等の代表者又は市町村長（以下「補助事業者」という。は、対象事業の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、地域経営推進費事業遂行状況報告書（様式第6号）により、所管局長に報告しなければならない。

2 地域経営推進費取扱要領（一部改正 令和6年3月22日 ふるさと振興部長決裁）（抜粋）

2 対象事業等

推進費の対象事業は、県が単独施策として行う事業（国庫補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費に対する補助以外のものに限る。以下「県事業」という。）並びに市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー地域振興プランー」等の推進に取り組む事業（以下「市町村事業」という。）とし、その範囲及び一事業当たりの推進費の限度額（以下「一件限度額」という。）は、別表1に定めるところによるものとする。

3 運用基準

(1) 県事業は、市町村との適切な役割分担の下、本庁政策との整合性を十分に図り、次の基本的な考え方にに基づき、事業の選択と集中を図るよう運用するものとする。

ア 広域性及び専門性の観点から、広域振興局が実施することが適当であると認められること。

イ その他事業の継続性や地域の状況を勘案して、広域振興局が実施する必要性、緊急性が特に高いと認められること。

別表1（2関係）対象事業等（抜粋）

一件限度額等

1 一件限度額は、局長が必要と認めるときは、予算の範囲内で局長が定める。

ただし、市町村事業における2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資する事業については、一件限度額を1,500万円とする。

2 継続運用は行わない。

ただし、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認める。

3 地域経営推進費事業評価実施要領（抜粋）

2 評価の方法

- (1) 事業の評価は、地域経営推進費交付要綱に定める「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」（交付要綱様式第2号。以下「事業書」という。）により、事業実施主体が実施するものとする。
- (2) 評価は、事業単位で実施するものとする。

3 事業実施主体における事業評価及び調書の提出

- (2) 事業完了時
事業実施主体は、事業完了時に事業書に事業実績等を記載し、局長に提出するものとする。
- (3) 事業書の作成は、別に定めるマニュアルによるものとする。

5 事業評価結果の検証及び評価結果の報告等

- (1) 局長は、事業評価結果を、各広域振興局の圏域懇談会等に報告するものとする。
- (2) 局長は、事業の採択等において、事業を採択する年度の前々年度及び前年度の事業評価結果を活用するものとする。

6 事業評価結果の公表

局長は、事業評価結果を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

4 地域経営推進費事業書作成マニュアル（抜粋）

2 事業の構成

事業の構成は、投入－活動－成果－目的の要素から成り立ち、その内容は次のとおり。

- (1) 投入 事業の目的を達成するため、「活動」に使われる資源（予算、要員、機材など）
＝インプット
- (2) 活動 目的達成のために、資源をどのように活用するか明示したもの（＝事業実施内容）
（活動の結果（実績）＝アウトプット）
- (3) 成果 活動の結果によって、対象者・対象物に起こしたいプラスの変化
＝中間アウトカム
- (4) 目的 事業の最終受益者にもたらしたい変化・影響＝最終アウトカム

3 様式の記載方法

- (1) 事業計画書部分

ウ 本庁関係室課との調整状況

実施しようとする事業内容が、本庁関係室課や他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、本庁関係室課との調整内容を記載

エ 他広域振興局との調整状況

実施しようとする事業内容が、他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、他広域振興局との調整内容を記載

4 地域経営推進費事業書作成マニュアル（抜粋）（前ページから続く）

オ 関係市町村との調整状況

実施しようとする事業内容が、関係市町村等で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、市町村等との調整内容を記載

ケ 事業の成果

【成果指標】事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標名を記載

〔指標の目標値〕 目標 A に上記指標の現況に対する目標値を記載

(2) 事業実績書部分

事業計画書に記載した以外について、実績等を記載

イ 事業の成果（達成状況）

活動の結果による成果を具体的に記載

〔指標の目標値〕 実績 B に指標の実績値を記載

ウ 事業の評価・振り返り

事業実施主体として当該事業の実績に対する評価を記載。特に、活動項目等の目標に実績が達しなかった理由や、事業実施段階で判明した留意すべき点など、今後、事業を継続する場合や類似事業を企画する場合に参考となる事項を盛り込み、客観的な記載に努めるよう留意すること。

5 地域経営推進費の運用について（令和4年3月9日ふるさと振興部地域振興室長通知）（抜粋）

3 事業計画書兼事業実績書における記載の徹底

事業計画書兼事業実績書（要綱様式第2号）における以下2つの項目について、記載漏れ等が散見されますので、別添資料を参考に適切に記載くださるようお願いいたします。

(2) 「成果指標」について

成果指標については、地域経営推進費事業者作成マニュアルに記載のとおり、「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」としていただきたいところ、記載漏れのほか、研修会の実施回数などの活動指標のみを設定している事業が散見されることから、適切な指標の設定を徹底くださるようお願いいたします。

活動指標と成果指標の違い等については、別添4を参照ください。

6 令和6年度における地域経営推進費（県事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）

2 県事業の企画及び採択における留意事項

- (2) 本庁で実施すべき事業ではないか、本庁実施事業との重複がないか、又は本庁関係部局・他の広域振興局等と連携を図ることにより更なる成果が期待できないか等を検討し、本庁関係部局等と十分調整を図ること。
- なお、事業採択に当たっては、「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」（要綱様式第2号）において、「本庁関係課等との調整状況」欄に、本庁事業との重複がないと判断した理由を確実に記載すること。
- (8) 効果的な事業執行に向けて、チェックリスト（様式8）を活用することとし、チェック手順は、別表を参考にされたいこと。

地域経営推進費（県事業）チェックリスト（抜粋）

チェック項目

- II. 事業設計に関すること（所管課においては査定時に、事業担当部室においては所管課提出時に確認ください）
- 4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
- 6 事業目的を達成するための手段として適当か（他の手法はないか。費用対効果の観点から適切かなど。）
- 7 （継続事業の場合）前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。
- III. 事業完了後に関すること（所管課においては実績取りまとめ時に、事業担当部室においては実績提出時に確認ください）
- 20 事業の進捗管理について、定期的を実施したか。
- 21 計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。

7 令和6年度における地域経営推進費（市町村事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）

4 一般的留意事項

- (7) 市町村及び広域振興局の担当課においては、互いに、又はそれぞれの関係部課と、あらかじめ十分に連携調整の上、事業計画の検討や事業採択等の一連の事務手続を進められたいこと。
- (8) 事業の実施後においては、市町村及び広域振興局それぞれが事業評価を行うものとし、評価は、別に定める「地域経営推進費事業評価実施要領」に基づき行うものであること。
- (9) 効果的な事業執行に向けて、市町村及び広域振興局それぞれがチェックリスト（様式7）を活用することとし、チェック手順は、別表を参考にされたいこと。

7 令和6年度における地域経営推進費（市町村事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）（前ページから続く）

5 各種報告等

- (6) 市町村長は、事業により取得し又は効用が増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）がある場合は、様式6（取得財産等管理台帳）を整備、保管することとし、事業完了時及び財産の異動があった際は、当該財産管理台帳の写しを局長に提出すること。

地域経営推進費（市町村事業）チェックリスト（抜粋）

チェック項目

- II. 事業設計に関すること（広域振興局においては査定時に、市町村においては広域振興局提出時に確認ください）

- 4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。

- 7 （継続事業の場合）前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

- 18 成果指標について、適切に設定されているか。

（以下4つの項目を参考に適切性を御確認ください。）

成果指標の達成＝事業目的の達成となっているか（アウトカム指標か）。

主観的ではない、定量化された指標か（客観的か）。

当該事業の実施によって現れた成果と説明できる指標か（直接性があるか）。

現状と比較して、明らかに過小な目標値になっていないか（妥当な水準か）。

- III. 事業完了後に関すること（広域振興局においては実績取りまとめ時に、市町村においては実績提出時に確認ください）

- 20 事業の進捗管理について、定期的な実施したか。

- 21 計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。

8 地域経営推進費（市町村事業）の取扱に関するQ&A（抜粋）

Q8；継続運用は可能か。また、これまで一般財源で実施されてきた事業は補助対象となるのか。

原則として、継続運用は行わないこととしております。しかし、広域振興局長が必要と認める事業については、通算3箇年を限度として交付できます。なお、平成23年度に地域経営推進費（復興緊急支援枠）で実施した事業は継続運用に含みません。

また、既に市町村の一般財源で実施していた事業に対する交付については、これまでの事業と内容に変更がなく、義務的・経常的な要素が強いと認められる場合は、交付することができません。なお、事業内容にいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー地域振興プランーの推進に向け、事業効果を高めるための改善が認められると広域振興局長が判断する場合は、交付対象とすることができます。

9 令和6年度地域経営推進費（県事業）の予算編成について（令和5年12月1日県南広域振興局経営企画部長通知）（抜粋）

令和6年度地域経営推進費（県事業）の予算編成については、下記のとおり取り扱うこととしますので、当該推進費により事業を実施しようとする場合は、「地域経営推進費取扱要領」、「令和5年度における地域経営推進費（県事業）の事務取扱について」及び別紙1の「県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）予算協議実施要領」に基づき、所定の期日までに関係書類を提出してください。

別紙1 県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）予算協議実施要領（抜粋）

県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）については、「岩手県補助金交付規則」並びに「地域経営推進費交付要綱」、「地域経営推進費取扱要領」及び「地域経営推進費（県事業）の事務取扱について」に定めるところによるほか、次により取り扱うものとする。

1 事業採択の基本方針

- (2) 地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、市町との役割分担・連携を密にし、協議・調整を十分に図った上で、内容が重複することのないよう事業を検討すること。

3 事業の立案に当たっての留意事項

- (2) 地域経営推進費は地域の課題解決のために局として取り組む必要がある事業であることから、本庁と局の役割を明確に区分し、本庁の事業と重複がないよう留意するとともに、他広域振興局との連携についても検討すること。

10 令和6年度地域経営推進費事業の提出について（照会）（令和6年1月15日県北広域振興局長通知）（抜粋）

このことについて、令和6年度当初採択に係る事業を受け付けますので、下記に留意のうえ、関係書類を提出してください。なお、事業の詳細な採択要件等はふるさと振興部において協議中であり、新たな方針等が示された場合には速やかに御連絡いたします。

4 提出に当たっての留意事項

- (3) 事業の内容や規模が地域事情に適合するよう、また、市町村との連携・協働を進めるため、市町村や関係団体と十分な調整を行うこと。